

制定 令和8年3月25日 原規総発第2603254号 原子力規制委員会決定

原子力規制委員会マネジメント規程（原規総発第1912181号（令和元年12月18日原子力規制委員会決定））第14条の規定に基づき、令和8年度原子力規制委員会年度業務計画を次のように定める。

令和8年 3月 25日

原子力規制委員会

「令和8年度原子力規制委員会年度業務計画」の制定について

原子力規制委員会は、「令和8年度原子力規制委員会年度業務計画」を別紙のとおり定める。

令和8年度
原子力規制委員会年度業務計画

令和8年3月
原子力規制委員会

<まえがき>

原子力規制委員会は、原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、中期目標を定めるとともに、それを達成するため、毎年度、原子力規制委員会年度業務計画を策定するものとしている。

令和8年度原子力規制委員会年度業務計画は、令和7年2月に策定した第3期中期目標（令和7年4月から令和12年3月まで）の達成を目指し、令和8年度において取り組む事項について定めるものである。

本計画は、第3期中期目標に従い、原子力規制委員会設置法に規定された任務及び所掌事務を整理した以下の5つの項目により体系化し、それぞれに設定されている成果目標及び施策目標の達成につながる業務計画を示している。

- I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実
- II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化
- III. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施
- IV. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明
- V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

本計画を構成する各業務計画については、その困難度や新規性に応じて以下の3つに区分される。年度末に各業務計画の実施状況を評価する際には、これらの区分も考慮するものとする。

- (I) 実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの
- (II) 改善事項等一定の新規性がある等、実施・企画の困難度がやや高いもの
- (III) 新規性があり、挑戦的なもの等、実施・企画の困難度が高いもの

原子力規制委員会は、令和8年1月～2月に IRRS ミッションを受け入れた。ミッションの最終報告書は約3ヶ月後に IAEA から提出される見込みであるが、IRRS ミッションで受けた指摘を踏まえた対応について、最終報告書を待たずに令和8年度原子力規制委員会年度業務計画に位置づけることとした。

また、本計画の達成状況を評価するに当たり、計画に従って業務を実施する際に重視すべきプロセスや業務のアウトプットとして求められる事項を定量的・定性的な「評価の視点」として明確化している。

さらに、本計画に基づく業務の管理及び評価を、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく政策評価プロセスと一体で行い、統合的なマネジメントを実施する観点から、原子力規制委員会の令和8年度における政策体系を別添のとおり定める。

<凡例>

I. : 項目 (第3期中期目標において整理した項目)

(1) : 第3期中期目標における成果目標

① : 第3期中期目標における施策目標

(ア) : 令和8年度原子力規制委員会年度業務計画の項目

【R1】 : IRRS ミッション中に受けた指摘事項 (勧告に該当)

【S1】 : IRRS ミッション中に受けた指摘事項 (提言に該当)

【AP1】 : IRRS ミッション受入れ前の自己評価作業において特定した課題への対応方針 (アクションプラン)

評価の視点

「◎」 : 定量及び定性指標

「○」 : 定量指標

「・」 : 定性指標

令和8年度原子力規制委員会年度業務計画及び当該計画を評価するに当たっての視点（評価の視点）

I. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

- (1) 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓の伝承等を通じ、組織理念、原子力安全文化に関する宣言、核セキュリティ文化に関する行動指針に対する職員の理解を深め、活動原則等にとり業務を遂行する。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
<p>①事故対応の経験者による研修や様々な階層におけるコミュニケーション等を通じ、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を、知識としてだけでなくその危機意識まで確実に次世代の職員に継承する。</p>	<p>(ア) 新規採用職員が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を学ぶための現地研修を継続的に実施する。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省をもとに発足した原子力規制委員会の意義についての講話を実施する。(I)【AP5】</p> <p>(イ) 部署を問わないコミュニケーション施策の実施など、組織横断的な安全文化の育成・維持に係る取組を実施する。(I)【AP5】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員を対象に、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省をもとに発足した組織としてその経験と教訓を伝えるための研修を実施するとともに、その結果を精査し、必要に応じて内容の改善を図ったか。 ・新規及び中途採用職員向け研修において、幹部又は事故経験者の講話を組み込み、東京電力福島第一原子力発電所事故当時の対応から得た教訓や知識だけでなく、危機意識も共有する研修として実施したか。 ・上記研修を基礎として、組織全体を対象とした組織理念の浸透に資する研修等を企画・検討したか。 ・コミュニケーション施策等を実施する中で、東京電力福島第一原子力発電所事故の学びや経験を共有する機会を設けることができたか。 ・原子力安全文化の育成・維持に係る取組に際して、東京電力福島第一原子力発電所事故とのつながりを意識できる取組を行ったか。
<p>②組織理念等が職員一人ひとりの働き方や振る舞いに浸透・定着するよう、組織の各階層の主体性を引き出しつつ、学習機会やコミュニケーション機会の定期的な設定、理解のための資料等の継続的な拡充・見直しなど、原子力安全文化や核セキュリティ文化の育成・維持に係る取組を行</p>	<p>(ア) 令和7年度までに実施した安全文化の育成・維持に係る取組を整理し、それらを踏まえた今後の取組の方向性を具体化するため、行動計画案を策定する。(III)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全文化の育成・維持において目標とするものを明確化することができたか。 ・令和7年度までの取組の結果を踏まえ課題を整理・検討することができたか。その際、組織全体・課等・職員個人など対象ごとの課題として整理できたか。

う。		<ul style="list-style-type: none"> ・整理した課題への対応策を、実行性を念頭に、第3期中期目標期間中に効果の発現を見込める行動計画の策定することができたか。
	<p>(イ) 組織理念や原子力安全文化宣言の行動指針が職員一人ひとりの振る舞いに定着するよう、特にバックオフィス系職員の安全文化に係る理解度向上に向けた取組を中心に、学習機会の創出や資料の拡充といった理解度向上のための施策を実施する。(Ⅱ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織理念や原子力安全文化宣言の行動指針が職員一人ひとりの振る舞いに浸透する上でのネックとなっている課題を検討・整理することができたか。 ・組織理念等に対する職員の理解度を部署ごとに整理し、理解度が不足する要因を明確にした上で、理解度向上のために取り組むべき課題を検討できたか。 ・理解度向上のために、どのような情報を伝えることが必要であるかを検討することができたか。 ・上記取組を踏まえ、安全文化の理解度向上につながる学習機会の拡充や創出について取り組んだか。
	<p>(ウ) 部署を問わないコミュニケーション施策の実施など、組織横断的な安全文化の育成・維持に係る取組を実施する【再掲】ほか、良好事例の共有などにより課室ごとの主体的な安全文化育成・維持に向けた取組の支援を行う。(Ⅰ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション施策へ部署を越えた幅広い層の職員が参加したか。 ・安全文化の育成・維持に係る各課等における良好事例を抽出し、整理・共有することができたか。 ・各課等が安全文化の育成・維持活動へ主体的に取り組むように工夫できたか。
	<p>(エ) 核セキュリティ文化醸成に向けて、職員への研修を着実に実施する。(Ⅰ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員を対象とした核セキュリティ文化醸成に係る研修を計画的に実施したか。 ・核セキュリティ文化醸成に係る研修の中で、核セキュリティ文化の意義や必要性について気づきを得られるための工夫ができたか。 ・研修内容等を検討するに当たって、安全文化アンケート調査の結果を分析し活用できたか。

	(オ) 核セキュリティ文化に対する職員の理解度向上のための学習機会の創出や資料の拡充を行う。(I)	<ul style="list-style-type: none"> 安全文化アンケート結果の分析結果等を活用し、核セキュリティ文化の職員理解を向上させるために必要となる施策や拡充すべき資料を検討することができたか。 原子力安全文化の育成・維持のための施策と連携して実施することができたか。
	(カ) 核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を継続的に実施する。(I)	核物質防護における検査での気付き事項等の国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を職員間で定期的実施したか。
③組織を構成する各部署・各職員の取組や考え等について組織内部で柔軟にコミュニケーションができる環境を整備し、運用する。	(ア) 組織の垣根を越えた職員間の交流が、継続的に機能するようにさらなる活性化を図る。(I)	職員間の様々な交流の活動状況を踏まえ、それらの活動の活性化を図るための企画をしたか。
	(イ) 所属部署を問わず職員が自由闊達にコミュニケーションできる場を維持・改善し、より活用されるような取組を行う。(I)	<ul style="list-style-type: none"> コミュニケーションの場において、職員間で自由闊達なコミュニケーションが図られているかを確認し、必要な工夫・改善をすることができたか。 コミュニケーションができる場の存在や活用方法を組織内に周知するなど、より多くの職員が認知できるような取組を行えたか。
	(ウ) 各課等が実施する情報共有や意見交換等の取組の活性化に向けた支援等を行い、組織横断的なコミュニケーションを促進する。(II)	<ul style="list-style-type: none"> 各課等が実施する情報共有や意見交換等の取組を体系的に職員全体に共有することができたか。 各課等の取組の認知度の向上や参加者の拡大といった活性化につながる支援ができたか。
④組織全体の原子力安全文化や核セキュリティ文化について、適切な評価手法をもって定期的に評価を実施する。	(ア) 組織全体の原子力安全文化及び核セキュリティ文化について、客観的な評価も視野に入れた適切な評価手法を取りまとめる。(III)【R11】	<ul style="list-style-type: none"> 組織文化の評価手法について、効果的な事例を収集・把握し、分析することができたか。 安全文化の育成・維持において目標とするものを検討し【再掲】、目標実現につながる評価の在り方を策定することができたか。
	(イ) 組織全体の原子力安全文化の育成・維持の状況を適切に自己評価する。(I)	前年度調査の結果や(ア)の安全文化の評価手法の検討等を踏まえ、職員向けアンケートをより効果的・効率的なものとするため、その実施の在り方や手法の見直しを検討したか。

		<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価の結果の深掘りを行い、評価や状況の要因を探ることで、安全文化の育成・維持に係る取組やマネジメント等の改善につながる結果を得ることができたか。 ・他組織による職員の意識調査結果と比較するなど、自己評価の結果を客観的に分析することができたか。 ・各課室でフィードバックレポートを活用した取組の実施を促進することができたか。
--	--	--

(2) 原子力規制委員会マネジメントシステムに基づく組織の運営管理の下で、行政機関としての役割を法令等に基づき着実に実施するとともに、組織内部の知見等も活用しながら、業務をその存廃を含めて継続的に改善する。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
①原子力規制委員会マネジメントシステムに対する組織全体の理解を深め、業務のプロセス管理や業務計画の策定・評価改善等の実効性を向上させながら、行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく政策評価プロセスと一体で原子力規制委員会のマネジメントシステムを着実に運用する。	(ア) 政策評価法に基づく政策評価プロセスと連携して原子力規制委員会全体の業務の評価・改善を実施するなど、マネジメントシステムを確実に運用する。(I)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会マネジメント規程に基づく業務を漏れなくかつ遅滞なく実施し、業務改善に資する結果を得られたか。 ・中間評価において、業務の進捗を踏まえた計画の適切な見直しをすることができたか。 ・原子力規制委員会年度業務計画等をより適切な根拠等の下で評価し次年度以降の取組につなげられるよう、評価の視点を中間及び年度末評価等へ適切に活用できたか。 ・各課等における主体的な業務管理・業務の見直しの促進や是正処置の着実な実施を進めるような取組を行ったか。
	(イ) 政策評価法に基づく業務を着実に実施する。(I)	<ul style="list-style-type: none"> ・マネジメントシステムとの連携の観点から、政策評価に係る取組や業務の効率化等の改善・工夫を行ったか。 ・総務省の政策評価ガイドラインを踏まえて、効果的・効率的な評価を実施することができたか。

		<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価懇談会の指摘を踏まえ、政策評価において、次年度の取組の改善につながる検討に資するような、取組の実質的な内容に対する評価、評価結果の理由の明確な記載等を行うことができたか。
<p>②マネジメントレビューにおける評価等を踏まえ、中期目標の進捗の評価、無駄の多い業務や効果の薄い業務プロセスを特定し効率化・廃止するための仕組みや職員の気付き事項を広範に収集し適切に業務改善に反映するための仕組みを創設するなど、マネジメントシステムそのものを継続的に改善する。</p>	<p>(ア) 非効率な業務や無駄な業務等に係る職員の気付き事項を広範に収集し適切に業務改善に反映するための仕組みを運用する。(Ⅰ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の気付き事項を広範に収集し業務改善に反映するための仕組みを、適切に運用できたか。 ・運用において改善点などを抽出・整理し、改善することができたか。
	<p>(イ) 各課等の業務見直し(不要と判断する業務の削減を含む)の状況を確認し、業務の削減に当たっての課題等を整理し、マネジメントシステムの見直しに反映する。(Ⅱ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・課等年度業務計画を活用した業務の効率化や廃止に向けた各課等の自主的な取組を促進するための仕組みを実行できたか。
	<p>(ウ) IRRS の指摘を踏まえ、原子力規制委員会マネジメント規程を改定する。課室レベルでのマネジメントの状況把握と改善につなげるため、内部監査の手法を見直すとともに、監査の実施頻度を引き上げる。(Ⅱ)【R6】【R7】【R8】【R9】【R10】【R11】【S4】【S5】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・IRRS の指摘を踏まえてマネジメント規程の改定内容について整理・検討を行い、必要な改定を行ったか。 ・見直した手法に基づいたマネジメント内部監査を実行したか。
	<p>(エ) 第3期中期目標に対する進捗評価の在り方を検討する。(Ⅱ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会年度業務計画の評価等と連携した第3期中期目標の成果目標及び施策目標の評価の在り方について検討することができたか。 ・令和8年度のマネジメントレビューにおいて試行できるよう検討を進めることができたか。
<p>③公文書管理、情報公開、個人情報保護、会計手続、国立研究開発法人の業績評価や国家資格試験の実施等の法令等に基づいて実施すべき業務を着実に実施するとともに、規程やマニュアル類の見直しや情報システムの活用等の内部支援の拡充等により、業務プロセスの継続的な改善を進</p>	<p>(ア) 行政文書管理体制の理解促進、重要性の認識を深め、行政文書の適切な管理を実現する。(Ⅰ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政文書管理体制の理解を促進し、重要性の認識を深めるための研修等を実施したか。 ・適切な文書管理を実現するため、周知等を行ったか。
	<p>(イ) 近い将来の庁舎移転における文書管理上のトラブル回避のために作成した行動計画に基づき、今年度分の計画を実施する。(Ⅱ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行動計画に基づき対応を実施できたか。 ・行動計画の遂行に当たり、文書管理上の課題が発生したときに、柔軟に対応できたか。

める。	(ウ) 情報公開法に基づく開示請求について、開示期限内に適切に情報開示を実施するとともに、必要に応じてマニュアル等の見直しを行う。(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開法に基づく開示請求について、関係部署間で連携を図り、審査基準等に基づき開示請求対象文書・不開示情報を特定し、開示期限内に情報開示を実施できたか。 ・開示請求の事務手続に関する共有すべき事項について、必要に応じてマニュアル等に適切に反映することができたか。
	(エ) 原子力規制委員会が保有する個人情報の適切な管理のため、注意喚起等を行うとともに、管理状況の確認を適切に実施する。(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・保有個人情報等の適切な管理について、的確な注意喚起や情報提供を行うことができたか。また、監査・点検による確認を実施できたか。 ・保有個人情報等の漏えい等の事案が発生しなかったか。発生した場合は、関係法令等に基づき、必要な対応を行ったか。
	(オ) 個人情報の開示請求に係るオンライン申請の実施について、適切な対応を行う。(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン申請について、デジタル庁等と適切に連携して進めたか。
	(カ) 会計法令に基づき会計業務を着実に遂行するとともに、規程類やマニュアルの整備・改正を行い庁内への適切な情報提供を行う。(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・会計法令に基づき、給与・共済・旅費・契約・国有財産管理等の会計業務について、各課室と適切に調整し、期限内に誤りなく執行・管理したか。 ・法令の改正等に併せ、規程類やマニュアルの整備・改正を遅滞なくかつ漏れなく行い、会計部門イントラや庁内掲示版を通じ適切な情報提供を行ったか。
	(キ) 国立研究開発法人の中長期目標達成に向け、JAEA 及び QST の業務の実績に関する評価を着実に実施する。(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・規制行政及び原子力防災に対する適切な技術支援、研究開発成果の最大化等に向けて、次年度以降の業務運営の改善等に資する評価を、定められた期日内に実施できたか。
	(ク) 原子炉主任技術者試験及び核燃料取扱主任者試験に係る業務について、法令に基づき着実に実施する。(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉主任技術者試験及び核燃料取扱主任者試験に係る業務を着実に実施するため、試験委員会の開催、試験問題の作成及び試験の実施等を適切に行ったか。

	<p>(ケ) 原子炉主任技術者試験及び核燃料取扱主任者試験について、令和10年度にマイナポータルを使用した受験手続を開始することができるよう国家資格等情報連携・活用システムを導入するための計画を作成する。(Ⅱ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国家資格等情報連携・活用システムを導入するための計画を作成し、必要な準備を着実に進めることができたか。
	<p>(コ) 放射線取扱主任者試験の実施及び合格者発表に係る業務を適切に行う。(Ⅰ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放射線取扱主任者試験の問題誤りの再発を防止すべく登録試験機関の試験実施業務を適切に監督したか。登録試験機関が一連の業務を通じて得られた課題等について、業務プロセスの継続的な改善を行ったか確認したか。 ・合格者の発表に係る官報掲載及び合格証の印刷業務について、登録試験機関から共有される「試験業務スケジュール」を参照し遅滞なく業務を遂行したか。
	<p>(サ) 重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律を着実に執行する。(Ⅰ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律に基づく適切な運用を行ったか。
	<p>(シ) 原子力施設の安全情報等に関する申告に対して法令等にのっとり迅速に対応し、施設の安全向上につなげる。(Ⅰ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全規制上の重要性を適切に判断するとともに、安全確保に関する重要な問題を発見する端緒ととらえて、迅速に事実関係の調査を行い、結果に基づいて必要な対応を行ったか。 ・寄せられた情報に関する秘密保持及び申告に係る情報提供者の個人情報保護に最大限の配慮を行ったか。
	<p>(ス) 再発防止策及び改善した作成方針に基づき、構成・内容のわかりやすい年次報告を誤りなく作成する。(Ⅰ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・作成作業時の誤りの再発防止策を効果的に実施することができたか。 ・年次報告の構成や内容をわかりやすく、また作業しやすいものに見直すことができたか。
<p>④所管する法令類の適切な整備、法曹有資格者等による法令相談の活用等を通じて、適正に業務を遂行する。</p>	<p>(ア) 所管法令等の適切な整備を行うため、その新設・改正等に当たりの確かな法令審査を実施する。また、円滑な法令等の立案に資するよう、法令立案業務に係る説明を行うなど各部署職員とのコミ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各部署で適切な法令等の立案ができるよう、実現したい内容が法令等に適切に反映できているか等の観点から、的確な法令審査を行うことができたか。また、法令等の新設・改正等の際、審査の過程で各部署にお

	<p>コミュニケーションの機会を増やすほか、随時マニュアル等の見直しを行う。(Ⅱ)</p>	<p>ける課題の解決に資する助言を行うことができたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明会の実施のほか、法令立案業務に関して悩みや疑問を有する職員に対してコミュニケーションを図る機会・頻度を高めることができたか。法令立案に係る重要な課題が発生した際に、時機を逸することなくマニュアル等に適切に反映させ、各職員に周知することができたか。
	<p>(イ) 法曹有資格者等による法令相談における的確な助言等を行う。(Ⅱ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・部署から寄せられた相談に対し、法曹有資格者等を中心として対応し、必要に応じて法務省等の協力を得ながら、相談者のニーズを踏まえた的確な助言等を行うことができたか。 ・他の部署から寄せられた法令等に関する相談について、所管法令等に従い適切に行政活動ができるよう、的確に助言を行うことができたか。
<p>⑤ 訟務案件（訴訟事務や不服申立て事務）について、関係機関や関係部署と連携しつつ、適切に対応する。</p>	<p>(ア) 訴訟事務や不服申立て事務について、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応するとともに、訴訟や不服申立ての増加等の状況を踏まえた、業務の遂行体制を構築していく。(Ⅰ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・訴訟案件において、期限の定め等による時間的制約の下、原子力規制委員会が行った審査及びその合理性について、関係機関や関係部署と連携しつつ、争点に即した内容の準備書面等を作成する等、適切に業務を遂行できたか。 ・訴訟事務や不服申立て事務について、必要に応じて、業務量の推移を踏まえた体制の見直しを行ったか。

(3) 科学的・技術的見地にに基づき意思決定を行い、原子力規制委員会の独立性・中立性を堅持する。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
<p>① 最新の科学的・技術的知見や現場から得た情報を踏まえて意思決定を行う。</p>	<p>(ア) 組織理念における「何ものにもとられず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」という活動原則の下、原子力規制委員会での議論を通じて、意思決定を行う。(Ⅰ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会が科学的・技術的な見地から意思決定することを、原子力規制庁として必要な情報を用意するなどにより支援ができたか。
<p>② 被規制者や原子力利用の推進に係る事務を所掌す</p>	<p>(ア) 「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係

<p>る行政組織との関係において、「原子力規制委員会委員長及び委員の倫理等に係る行動規範」、「外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等」等の独立性・中立性を担保する規程類の順守を徹底する。</p>	<p>係る行動規範」を遵守する。(I) (イ)「外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等」を遵守する。(I)</p>	<p>る行動規範」に反する事案が生じなかったか。 ・「外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等」のっとり自己申告を求めたか。また、本要件に反する事案がないことを確認したか。</p>
--	--	--

(4) 意思決定のプロセスを含めた原子力規制に係る情報の公開を徹底し、透明性を確保する。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
<p>①「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等の透明性を担保する規程類を遵守し、原子力規制委員会の意思決定プロセスや、被規制者や原子力利用を推進する行政組織との面談概要などの規制に関わる情報について、ホームページへの掲載等による適時・適切な公開を徹底する。その際、英語での情報発信の充実に取り組む。</p>	<p>(ア)「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政機関等との面談について、面談の予約・実施状況及び面談録等の情報を公開する。(I)</p>	<p>・同方針のっとり、原子力規制委員会ホームページに面談の予約・実施状況を公開したか。また、N-ADRES で面談録を公開したか。</p>
	<p>(イ) 原子力規制委員会の中でインターネット配信を要する会議や会合を全て公開する。(I)</p>	<p>○インターネット配信を要する会議や会合について、関係部署間で連携し、すべて公開することができたか。 ・インターネット配信の品質を維持することにより、安定して公開することができたか。</p>
	<p>(ウ) 情報セキュリティを確保しつつ、国民に必要な行政情報を高齢者・障害者等がわかりやすいようにホームページ上で公開する。(I)</p>	<p>・総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2024年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針 JIS X 8341-3 において、レベル A 以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く。)を達成できたか。 ・ホームページに情報を掲載するに当たって、情報セキュリティポリシーを順守できたか。</p>
	<p>(エ) 原子力規制に関する情報や緊急時情報など様々な受け手が、それぞれ目的とする情報を受け取りやすいよう、掲載すべき情報の整理、一覧性・検索性の向上など利便性の向上を図る。(II)</p>	<p>・メール配信サービスの対象施設に関する軽微な修正等があれば修正し、利便性の向上を実現できたか。 ・令和9年度に向けて掲載すべき情報の整理を行</p>

		い、改修が必要な部分を把握することができたか。
	(オ) ホームページにおける情報の整理や検索性の向上を図り、適切に運用する。(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・N-ADRES に資料を掲載する際、固有番号及びメタデータ等が適切に付与されていることを確認し公開作業をする等、適切に整理・運用できたか。 ・ホームページ、旧 N-ADRES システム及び国立国会図書館インターネット資料保存事業 (WARP) からの移行データのうちメタデータが付与されていない資料に対しても、登録作業を行うことができたか。 ・N-ADRES に関して、閲覧性を向上させるために必要な機能を把握し、適切に改修することを検討できたか。
	(カ) 英語で発信すべき事項、方法及び既存資料の活用について検討し、その結果に応じて発信を行う。(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・組織内外のニーズを確認した上で、英語で発信すべき事項及び方法について検討、発信できたか。

(5) 積極的な分かりやすい情報発信や直接の対話などによる双方向でのコミュニケーションに戦略的に取り組み、原子力規制委員会に対する社会的な理解及び信頼を醸成する。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
①科学的根拠に基づく原子力規制委員会の議論の内容や意思決定の経緯等の理解に資するよう、分かりやすく、受け手に伝わるコンテンツを作成する。	(ア) 原子力規制委員会の議題について、内容の正確性を担保した上で、技術的・専門的な議論の内容が受け手に受け取りやすく、理解しやすいように、追加的・補完的コンテンツの作成に取り組む。(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・追加的・補完的な説明資料について、内部職員やメディア関係者からのフィードバックを受けた工夫を行ったか。 ・追加的・補完的な説明資料について、紙資料に限らず、受け手が受け取りやすいようなコンテンツを用いて作成されているか。
	(イ) 作成したコンテンツの分類・整理(カテゴリ分け)、タグ(キーワード)付け、関係法令との関連付け等を進め、活用の利便性を向上させる。(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・作成済み資料の分類・整理(カテゴリ分け、タグ(キーワード))の骨格を作成し、体系化できたか。 ・活用の利便性向上のため、公開方法を検討し、実施できたか。
	(ウ) 受け手が受け取りやすく理解しやすい情報発	<ul style="list-style-type: none"> ・受け手が受け取りやすく理解しやすいホームペー

	信に努める。(Ⅱ)	<p>ジ作成に向けて、関係部署と連携して取り組むことができたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受け手の認識や理解についての把握に取り組んだか。
②ホームページにおける情報の整理や検索性の向上、SNSの活用など、ツールの特徴を踏まえた情報発信手段の改善を行う。	(ア) 原子力規制委員会の取組について、受け手に受け取りやすく理解しやすいコンテンツを作成し、公開する。(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の内容をXでポストできたか。 ・現地調査等について、関係課室と協力し、受け手に受け取りやすく理解しやすいよう、平易な表現を用いて情報発信に努めることができたか。
	(イ) ホームページと公開情報管理システムの連携の見直しを図りながら、ガバメントクラウドを利用したホームページシステムの安定的な運用を行う。(Ⅱ)	◎現行ホームページシステムについて、WEBサービスは目標稼働率99.9%、CMSサービスは目標稼働率99.0%を維持できたか。あわせて、公開情報管理システムについても目標稼働率99.9%を確保し、ホームページシステムの情報発信効率化につながる連携データの整理及び実装が行えたか。
③地方自治体からの要請等を踏まえた規制判断についての分かりやすい説明を引き続き実施するとともに、双方向性を意識した対話に係る仕組み作りをより一層進めるなど、原子力規制委員会として主体的なコミュニケーションに戦略的に取り組む。	(ア) 地方自治体からの要請等を踏まえ、規制活動について、わかりやすい説明を実施するとともに、委員と地元関係者の意見交換を継続して実施する。(Ⅰ)【AP4】	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体からの要請等を踏まえ、一般の方々にも理解いただけるような説明対応や委員と地元関係者の意見交換を実施できたか。
	(イ) 地域におけるステークホルダーとのコミュニケーションを図る。(Ⅲ)【AP4】	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原子力発電所の事故から15年が経過する状況を踏まえ、ステークホルダーインボルブメントの観点から、事故調査や今後の1F廃炉の取組等の情報発信を行うため、OECD/NEA、NDFとの共同イベントを実施できたか。
	(ウ) 原子力規制委員会としての主体的なコミュニケーションの取り組みについて企画・立案する。(Ⅲ)【AP4】	<ul style="list-style-type: none"> ・対話・コミュニケーションにより、規制判断についての分かりやすい説明を実施できたか。 ・国民との間の双方向性を意識した対話・コミュニケーションの実施について企画・立案することができたか。
	(エ) メディアとの意思疎通の充実と原子力規制委員会の業務内容への理解の深化につながる取組を	<ul style="list-style-type: none"> ・メディアとの意思疎通の充実につながる取組を行ったか。

	行う。(Ⅱ)【AP4】	・原子力規制委員会への理解を深化させるために必要な取組の方向性を検討できたか。
	(オ) 原子力規制委員会委員長、委員、原子力規制庁職員 ¹ の外部からの見える化につながるコミュニケーション手法を実践する。(Ⅱ)【AP4】	・新たな外部とのコミュニケーション機会を企画し、実施することができたか。
	(カ) 対外発信やコミュニケーションに係る戦略策定の方向性について原子力規制委員会で討議を行う。(Ⅱ)【S3】【AP4】	・対外発信やコミュニケーションの戦略策定に向けて、現在行っている取組を整理できたか。 ・戦略策定の方向性について原子力規制委員会で討議を行ったか。

(6) 外部からの指摘やステークホルダーの声などを真摯に受け止めるとともに、事業者や学協会等と積極的かつ適切に意見交換を行い、原子力規制委員会の組織運営や規制の継続的な改善に活用する。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
①IRRS や IPPAS 等の国際的なレビューや国際アドバイザーとの意見交換等から得られた気付き等を踏まえ、規制制度や運用の改善に取り組む。	(ア) 令和8年1月に受け入れた IRRS の指摘を踏まえ、関係部署が連携して指摘事項への対応を進める体制を構築し、各部署での対応状況をフォローする。(Ⅱ)	・IRRS の指摘を踏まえて、指摘事項の担当部署を決定し、対応の方向性を整理できたか。 ・IRRS の指摘を踏まえた規制制度や運用の改善の進捗をフォローする仕組みを構築できたか。
	(イ) IPPAS における勧告・助言について、原子力規制委員会に報告された対応の方向性を踏まえ、検討・対応する。(Ⅱ)	・各勧告・助言の優先度及び重要度を踏まえた上で、対応計画を作成したか。 ・作成した対応計画に基づき、海外調査、制度的課題の精査、規制への取り入れ等の対応を実施したか。
	(ウ) 原子力規制委員会の問題意識に応えるような課題について国際アドバイザーとの対話を行い、助言を得る。(Ⅰ)	・原子力規制委員会の問題意識に即した課題を設定し、国際アドバイザーとの真摯な議論を行い、規制の改善に向けて有益な情報を得ることができたか。
②CEO や CNO との意見交換など事業者や産業界等との対話や意見交換を継続的に行い、安全性向上に	(ア) 安全文化や安全性向上に関わる課題等の取組等について、CEO、CNO 等との意見交換を継続的に	・CEO、CNO 等との意見交換、原子力規制委員会委員による現場視察及び関係者との意見交換を通じて

¹ 第3期中期目標と同様に原子力規制庁職員には原子力安全人材育成センター職員を含む。以下同じ。

つながる共通理解の醸成を図る。	行う。(I)	課題に対する認識の共有やその後の取組について議論できたか。
	(イ) 公開会合の形式によって技術的に深い議論が損なわれている事例があるかを事業者から聴取し、透明性を確保した上で技術的に深い議論を行うための方策を検討する(Ⅲ)【S2】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの意見聴取により、公開会合であることが理由で技術的に深い議論ができていないと考えるものがあるかどうか意向を確認する【S2】 ・その意向を踏まえ、試行的に取り組み、課題等を抽出することができたか。【S2】
	(ウ) CNO との意見交換等を通じ、事業者からの技術的な各種提案について、対応の必要性や優先順位等を議論し、対応を進める。(II)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者からの技術的な各種提案(オンラインメンテナンスの導入、長期サイクル運転等)について、対応の必要性等を議論し、安全上の重要性や対応の実現性などの観点から、具体的に進捗させるべき事項を検討・企画・実施できたか。
	(エ) 事業者の継続的な改善を維持発展させるため、被規制者向け情報通知文書(NRA Information Notice(NIN))を発出する。(I)	<ul style="list-style-type: none"> ・被規制者向け情報通知文書を、迅速かつ柔軟に発出できたか。
③学会等との意見交換や学協会活動への積極的な参加に努め、原子力規制委員会における研究活動への反映や規制の改善に役立つ情報の取得に努める。	(ア) 安全研究への反映や規制の改善に向けて、学会活動等への参加を通じ、継続的に情報を収集し、原子力規制委員会内への共有を行う。(I)	<ul style="list-style-type: none"> ・学会の部会やセミナーでの意見交換、学協会の規格策定委員会などに積極的に参加し、研究・技術的観点から提案等を行ったか。 ・安全研究や規制に関連する最新情報を継続的に収集・分析し、定期的に原子力規制委員会内に共有したか。
④外部から得た新たな知見や社会経済環境の変化を捉えた長期的な視野から原子力規制に関わる課題の調査研究に取り組む。	(ア) 新たな知見、技術動向、社会経済環境の変化を敏感に捉えて原子力規制に関する課題を幅広く調査する。(II)	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の新しい動きを継続的かつ敏感に察知して原子力規制に関する情報収集を行ったか。 ・関係課室等が連携協力して、新たな知見や社会経済環境の変化等を捉えて幅広く技術動向などの調査を行ったか。 ・調査結果について、原子力規制委員会や技術情報検討会等に報告され、情報の取扱いについて検討を行ったか。

(7) 新たな中長期の人事戦略を立案し、政策課題の解決と規制実務の運用ができる人材を継続的に確保し、組織目標を実現できる体制を維持する。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
<p>①原子力規制委員会を取り巻く状況等を踏まえ、中長期的な視点から各職種の特性や各部署の状況等を踏まえた新たな人事戦略を作成する。</p>	<p>(ア) 中長期的な視点から組織構成及び人員配置等の資源配分の状況を踏まえた、機構・定員要求を実施する。また、組織体制の構築権限に係る IRRS の指摘について、人事当局と認識を共有する。(Ⅰ) 【R1】 【AP5】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の課題を適切に把握し、組織構成及び人員配置等の資源配分の改善に向けて機構・定員要求を実施したか。 ・組織体制の構築権限に係る IRRS の指摘について、人事当局と認識を共有したか。
	<p>(イ) 技術系、事務系及び研究職ごとの特性や、職務の現場で求められる人材像を踏まえ、採用や任用、人材育成などに関する中長期的な戦略を検討し、原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針を改定する。また、改定を踏まえた具体的な施策についての検討を行い、令和9年度以降の実施に向け、具体的な準備等を進める。(Ⅱ) 【R2】 【R3】 【AP5】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成の基本方針を改定し、具体的な施策の検討を行ったか。 ・優先順位や準備期間等を踏まえ、令和9年度以降の実施に向けて、具体的な準備等を実施したか。 ・改定された基本方針の実現に向け、学習・研修等への反映、機会確保のための検討に着手できたか。
	<p>(ウ) 多様化する研究業務及び規制支援業務を適切に運営するため、組織的かつ効率的な研究体制の在り方について検討する。(Ⅱ) 【AP5】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・技術の開発動向を見据えた人材配置や研究職の実員増など、各研究部門の体制を強化する取組について方向性をまとめたか。 ・研究職が行う規制への技術支援の在り方についての検討を踏まえ、具体的な取組を進めたか。 ・より研究に資源を投入できるような業務の進め方を検討できたか。
<p>②原子力規制を志す者を増やすため、原子力規制に関連する分野の学生を対象にした人材育成の取組を行う。</p>	<p>(ア) 原子力規制人材育成事業について、事業の周知や働きかけ、採択に至らなかった事業者のフォローアップを行うことにより、新規採択や新たなニーズの掘り起こしを行う。また、採択した事業においては原子力規制委員会委員及び原子力規制庁職員の講師派遣や学生との意見交換の機会を増やす。さらに、学生の原子力規制に対する意識変化の有無を把握する。(Ⅱ) 【AP5】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採択や新たなニーズの掘り起こしに向けて事業の周知や働きかけを行ったか。 ・不採択事業者へのフォローアップを行ったか。 ・原子力規制委員会委員や原子力規制庁職員が事業に参画したか。 ・学生の意識変化を把握する調査等を行ったか。
<p>③中長期的な人事戦略を踏まえ、新卒者及び経験者</p>	<p>(ア) 幅広い層に対する原子力規制委員会の認知度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者を意識した採用広報活動の実施や改善をす

を計画的に採用する。	向上につながる取組や特に必要とする人材の特性を踏まえた採用広報活動などを行った上で、新卒者・経験者を適切に選考し、確保する。(Ⅱ)【AP5】	<p>ることができたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定数に対する実員数、新卒採用者に対する女性割合に留意しつつ、新卒者、経験者を適切に選考し、確保できたか。 ○男女共同参画社会の実現に向け、女性新卒者の採用割合について「男女共同参画基本計画」に定める政府全体の目標を達成したか。
	(イ) 中長期的な視点からどのような研究分野の研究職員が必要かなど人事戦略の検討を行う。(Ⅱ)【AP5】	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基盤グループの研究職員について、どのような人材が求められ、その人材を獲得するために、どのような行動を行うべきかの戦略を検討し、骨子を作成したか。
	(ウ) 新卒者及び経験者の採用に向けて、安全研究に対する理解を深める活動を行う。(Ⅰ)【AP5】	<ul style="list-style-type: none"> ・若手研究職等の確保のため、パンフレットの見直しや大学生へ説明、JAEA との安全研究成果に係る合同報告会等の活動を行ったか。 ・原子力規制庁の研究活動を広く周知するため、安全研究シンポジウム(報告会)を開催したか。
④各職員が国際機関への派遣や出向等に視野を広げることも含めて、その能力が中長期的に最大限発揮されるキャリアパスを意識しつつ、組織目標実現に向けて必要な部署に職員を配置する。	(ア) キャリアコンサルティング体制を効果的に活用することにより、各職員のキャリアパスについて職員と人事当局が認識を共有するとともに、現場のニーズ等も把握し、必要な部署に職員を配置する。(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアコンサルティング体制について、効果的な活用に向けた改善を図ることができたか。 ・職員の希望や関係部署の業務見通しを把握しつつ、キャリアコンサルティング面談の結果等を活用しながら、必要な部署に職員を配置することができたか。
⑤原子力技術、放射線や業務分野ごとの専門知識、行政実務能力や国際性の向上に必要な資格制度や研修の運用・改善、学習環境の整備により職員を育成し、その力量を管理するほか、業務遂行に必要な知識の管理を継続的に実施し、技術伝承を促進する。	(ア) 組織として維持すべき専門知識や国際性の向上のための計画的な育成などに関する中長期的な戦略を検討し、原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針を改定する。(Ⅱ)【AP5】	<ul style="list-style-type: none"> ・組織として維持すべき専門知識を特定し、職員の計画的な育成に関する取組の方向性を検討することができたか。 ・職員の国際性向上のための計画的な育成に関する取組の方向性を検討することができたか。
	(イ) 任用資格に係る研修等を着実に実施するとともに、制度運用・研修内容等の改善及び学習環境の整備を進める。(Ⅱ)【AP5】	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度より開始した新たな任用資格制度の運用状況について検証を行い、改善の検討に着手したか。

		<ul style="list-style-type: none"> ・学習室や人材育成ポータル改修等の学習環境の継続的な整備、外部研修への職員の派遣に関する検討等を行い、多様な学習機会の提供に向けた取組ができたか。
(ウ) 力量管理及び知識管理を継続的に実施する。 (I) 【AP5】		<ul style="list-style-type: none"> ・力量管理活動に関して庁内への啓発活動を行い、力量管理に係る取組が推進するよう支援するとともに、参加者からの意見を踏まえた運用方法の改善を進めたか。 ・新たな力量管理システムの運用開始の準備を行い、円滑に運用を開始したか。 ・各課室における知識伝承・知識管理が円滑に進むよう継続的な支援を行ったか。
(エ) 部下の業務管理等についての管理職の力量向上を図るための効果的な研修やグループワークを企画し、提供する。(I) 【AP5】		<ul style="list-style-type: none"> ・参加した管理職が新たな気づきを得られるような効果的な研修やグループワークを実施できたか。
(オ) キャリアパスのイメージに沿った研究職員の人材育成を図る。(I) 【AP5】		<ul style="list-style-type: none"> ・研究職員の育成や能力向上に向け、学位取得の支援や個別研究指導などの取組を行ったか。
(カ) 新たな技術の開発動向も踏まえ、柔軟に対応できる研究職員の育成や能力向上に向け、幅広い知識を獲得するための活動を行う。(II) 【AP5】		<ul style="list-style-type: none"> ・次世代炉、AIを含めた革新技術等の分野について、研究職を対象としたセミナーの開催や国際会議への参加を行ったか。 ・また、外部の研究機関との人事交流や共同研究を促進する取組を行ったか。
(キ) 原子力安全人材育成センターと原子力規制庁が連携して、教育訓練、研修等を通じて、検査官の資格認定を的確に実施し、原子力規制検査を行うために必要な体制を維持する。(I) 【AP5】		<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉等規制法に基づく原子力規制検査や法定確認の厳正かつ適切な実施のため、教育訓練・研修等を通じて、必要な原子力規制検査官の数が確保できたか。 ・原子力規制検査について、制度施行後の総括において整理される課題や改善策の方向性の検討と並行して、検査官のROPに対する理解を深めるために必要な取り組みも検討し、着手できるところか

		ら、対応を進められたか。
	(ク) 原子力規制検査に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。(I)【AP5】	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査に対する検査官の理解が進んだか。 ・原子力規制検査の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。
⑥職員が原子力規制庁職員としての高い倫理観を保持し、規律を守り、職務に専念することを継続的に確保するため、職員の指導・監督を厳正に行う。	(ア) 職員が国家公務員として求められる高い倫理観を保持し、国家公務員法等の規律を遵守し、公正に職務の遂行に当たるよう、意識の向上を目的とし、全職員を対象とする研修の実施及び幹部メッセージの発出等、実効性のある取組を行う。(I)	・倫理保持や規律遵守のため、その時々状況に則した、効果のある研修の実施や幹部メッセージ発出ができたか。
	(イ) 個別の対応が必要な職員については、関係者との緊密な連携の下、厳正な指導及び監督を実施する。(I)	・個別対応が必要となる職員に対して、規則等にとり必要十分な指導・監督を行えたか。
	(ウ) 研究職等に対して、研究倫理や研究者としての基本的な姿勢を徹底させる取組を行う。(I)	<ul style="list-style-type: none"> ・研究職等を対象に、研究倫理の研修を行ったか。 ・研究倫理規定の作成を行ったか。

(8) 多様な経験や属性等を有する職員一人ひとりが、業務の特性等に応じて効率的に業務を遂行できる、置かれた状況に応じた柔軟な働き方を選択できるなど、それぞれのパフォーマンスを遺憾なく発揮できるような職場環境を充実・整備する。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
①子育てや介護など職員それぞれの人生のステージなどに応じた柔軟な働き方を選択できるよう、テレワーク、育児時短勤務、フレックス等の利用を推進すると同時に、これらを利用しながら効果的かつ効率的に業務が行えるようにする。	(ア) テレワークを始めとする柔軟な働き方の中で効果的かつ効率的に業務を進めることができるよう、各課等での業務改善が業務の特性を踏まえて実施されるよう組織的に支援するとともに、職員の理解等を向上させる取組を実施する。(II)	<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟な働き方の中で生じる課題等に対して、必要な取組の方向性を示し、取組を促すことができたか。 ・個々の職員の悩み等で手当しきれていない事項を収集し、対応方針を示すとともに、進捗を共有できたか。 ・各課等での取組状況を共有するとともに、職員の理解等の向上に資する情報共有、意見交換等を実施できたか。

	<p>(イ) テレワーク、フレックス、育児・介護との両立支援制度等の利用を促進するために研修や能動的な周知や問合せへの丁寧な対応を行うとともに、制度利用時の負担軽減に向け、手続の簡素化に取り組む。(I)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク、フレックス、育児・介護との両立支援制度等の利用を促進するための研修や能動的な周知や問合せ対応ができたか。 ・申請に係る負担軽減のため、手続の簡素化を図ることができたか。
	<p>(ウ) 特に超過勤務が多い職員に関し、本人及び所属部署の勤務時間管理員等にアラートを出すことにより、適切な超過勤務の上限管理ができる環境を作る。また、繁忙期終了後の休暇取得などのフォローアップを確実に行う。(I)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務が多い職員について、同職員所属の勤務時間管理員等に都度必要な情報提供を行うことができたか。 ・特例業務に従事し超過勤務の上限を超えた職員について、繁忙期終了後の休暇取得などの健康上の配慮に係る取組が実施されていることを確認することができたか。
<p>②多様な経験や属性等を有する職員が、それぞれの能力を最大限に発揮して活躍できる良好な職場環境の創出のため、職員の相談対応、ハラスメントの防止、相互理解の醸成等に取り組む。</p>	<p>(ア) 各課等が実施する情報共有や意見交換等の取組の活性化に向けた支援等を行い、組織横断的なコミュニケーションを促進する。(II)【再掲】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取組の性質に応じてより幅広い層の職員に参加を促すなど、職員が取組を通じてコミュニケーションを図れるような工夫をしたか。
	<p>(イ) 良好な職場環境を創出することを目的として、ハラスメント防止のための取組や職員が自身の健康に関する理解を深め改善に向け意識を向上させるための取組を行う。また、ハラスメント等に係る個々の事案については適切に対応する。(I)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幹部メッセージの発信や研修等を通じて、「ハラスメント防止」に組織一体として取り組む姿勢を明確に示すとともに、個々の事案に対して規則等に基づき迅速かつ必要十分な対応を行えたか。 ・職員一人一人が自身の健康管理に留意するような健康に関するメッセージを定期的に発信したか。
	<p>(ウ) 障害者法定雇用率を達成・継続する。また、協働推進チームが庁内の人的リソース不足を補う役割を担い、業務をサポートする。(I)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○法定雇用率を満たす雇用ができていないか。 ・各人の特性に合った業務が過負荷にならないように確実に遂行できているか。 ・各課室からの業務依頼に対して、当該課室と協働推進チーム双方同意の下、メンバーの特性に応じた方法及び量が決められ、課題の解決がなされているか。

	(エ) 職員が抱える悩みを早期に把握し、対応策を講じ、職員の孤立を解消できるように、課題を抱えている可能性のあるグループでのコミュニケーションの場を設ける取組を継続的に行う。(I)	<ul style="list-style-type: none"> ・課題を抱えている可能性のあるグループでの座談会等を開催したか。 ・課題を抱えている可能性のあるグループやテーマ選定の方法等の整理を行い、継続的に座談会等を開催できる仕組みを整えることができたか。
③職員の働きやすさを追求し、フリーアドレスやグループアドレスの導入、業務の性質に応じた業務スペースの拡充と必要な什器の整備等を行うほか、庁舎移転に際してもそれが維持・向上できるような庁舎環境の構築に努める。	(ア) 庁舎管理を適切に行うとともに、フリーアドレスやグループアドレス等の導入課室を拡充し、それに必要な什器の整備等を行う。(II)	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーアドレスやグループアドレス等の導入課室を拡充するに当たり、庁舎移転後の職場環境について各課等での検討を促したか。 ・職員の働きやすさに対する施策を検討できたか。 ・庁舎管理を適切に行えたか。 ・フリーアドレスやグループアドレス等の導入課室を拡充し、それに必要な什器の整備等を行い、職場環境の改善に寄与したか。また、庁舎移転も踏まえた環境整備を実施したか。

(9) 膨大な情報の検索性の向上、会合の議事概要作成等の定型業務処理の自動化などにより、勤務場所を問わず、また効率的に業務遂行できる環境を整備する。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
①業務で利用するシステムの共通化及び多様な働き方に応じた機器整備を通じて、現状のみならず将来的な業務効率化を想定した、情報システムの管理を実施する。	(ア) デジタル庁が整備するガバメントソリューションサービス (GSS) への移行に向け、次期 (第4次) 原子力規制委員会ネットワークシステム (行政 LAN) について、デジタル庁及び庁内関係部署と連携し、移行作業の実施及び円滑な運用を図る。(III) 【AP2】	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル庁及び庁内関係部署と連携し、GSS への移行作業が計画どおり実施することができたか。 ・切替えに伴う業務影響について、各原課との調整や情報共有が適切に行われ、業務継続に支障が生じなかったか。 ・移行後のネットワーク及び業務環境について、安定した運用が確保されているか。
	(イ) ガバメントソリューションサービス (GSS) と統合原子力防災ネットワークシステムを対象に、端末等の共通化に係る実現可能性について検討する。(III) 【AP2】	<ul style="list-style-type: none"> ・GSSと統合原子力防災ネットワークシステムの要件を踏まえ、端末等の共通化に係る実現可能性を検討し、その結果を取りまとめられたか。
	(ウ) 「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」	<ul style="list-style-type: none"> ・所管する情報システムについて、一元的なプロジ

	を踏まえ、原子力規制委員会所管の情報システムについて一元的なプロジェクト監理を実施し、原子力規制委員会の IT ガバナンスの定着及び運用レベルの向上を図る。(I) 【AP2】	エクト監理が継続的に実施できているか。
②システムの多様化等に対応したサイバーセキュリティ対策の強化を継続的に検討し、遺漏なく適用する。	(ア) 原子力規制委員会情報セキュリティポリシー及び関連規程を適切に維持・運用する。(I)	・原子力規制委員会情報セキュリティポリシー及び関連規程が適切に改正され、職員が内容を理解できたか。
	(イ) 情報システムのサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認し、要すれば改善を促し、確実な対策の実施を推進する。(I)	・情報システムに適用すべきサイバーセキュリティ対策について改善を図ることができたか。
③情報の効率的な利活用の一層の推進に向け、行政文書の電子化や電子申請手続の推進等による行政文書の電子管理を進める。	(ア) 行政文書の電子化について、優先順位を決め、実施する。(II) 【AP2】	・行政文書の電子化の優先順位を課室等と調整した上で決定し、電子化を着実に実施することができたか。
	(イ) 申請等の手続については、オンライン申請の普及拡大を進め、処分の通知や手数料徴収状況の確認等の手続についてもオンラインで実施が可能となるよう、制度面及びシステム面で整備をする。(III) 【AP2】	・デジタル化の推進に必要なデジタル行政推進法令等に基づく制度の検討又は整備が円滑に進められたか ・e-Gov による電子申請の利用実績が増えたか。 ・電子申請の運用支援等を行い、利用の拡大及び運用の円滑化を図ることができたか。 ○e-Gov 電子申請のページをどれくらい構築できたか(年間50申請)。
④業務効率の向上を目指し、整備されたルールに基づく RPA 及び AI の利活用を進めるほか、勤務場所を問わずに業務遂行できる環境の整備も視野に入れつつ、コミュニケーションツールの効果的な活用を推進する。	(ア) 勤務場所を問わず業務遂行できる環境を整備する。(I) 【AP2】	・令和8年度末までに必要な環境整備が実施できたか。
	(イ) コミュニケーションツールの使い方や運用の整理について、多様な働き方への順応及び業務の連絡内容の性質に応じた効率的な業務遂行の実現の観点で検討を深め、庁内への定着を進める。(II) 【AP2】	・庁内から寄せられたコミュニケーションツールの使い方に係る要望に対し、適時対応できたか。 ・コミュニケーションツールの使い方や運用に係る課題を整理し、多様な働き方への順応や効率的な業務遂行に資する支援ができたか。 ◎ツールの使い方や運用の整理が庁内の実務に定着したか(実行率80%以上)。

	(ウ) 内部の業務について、RPA や AI 等の IT 技術により効率化を図ることができるものは、積極的に効率化を推進する。(Ⅱ) 【AP2】	ORPA や AI 等の適用により効率化を実現した業務において、作業工数を 50%以上削減できたか。 ・国会対応業務を始め、庁内から寄せられた IT 技術による業務効率化の要望に適時対応できたか。 ・各課室での業務の状況を把握し、IT 技術による業務効率化の検討を支援できたか。
	(エ) 生成 AI を活用した審査支援システムの導入に向けた調査・開発事業を着実に実施する。(Ⅱ) 【AP2】	・審査支援システムの導入により効率化する業務分野の特定や整備されたルールへの整合性の確認、試作品の開発などを実施することができたか。

(10) 組織目標を実現できるよう、戦略的な予算要求及び適正な予算執行を行う。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
①原子力規制委員会の施策を効果的に実施できるよう最適な資源配分を踏まえた予算要求を行う。	(ア) 概算要求基準の枠内で、原子力規制委員会の重点施策を実施するために最も効果的な予算配分となる要求を行い、財政当局等との折衝などの取組を通じて、必要な予算を確保する。(Ⅰ)	・各予算事業に係るヒアリング結果や行政事業レビューでの外部有識者等所見を基に、原子力規制委員会の重点施策を効果的に実施できるような予算を要求の上、必要な予算を確保できたか。
②会計法令及び関係規程類ののっとり、予算の効果的かつ効率的な執行を行う。	(ア) 予算を効果的かつ効率的に執行できるよう、原課室の要望の把握、契約審査や予算執行状況調査を通じた事前・事後の執行管理、予算執行状況に係る監査を適切に行う。(Ⅰ)	・原課室とのコミュニケーションを通じて要望を把握しつつ、会計法令及び関係規程類ののっとり契約審査、予算執行状況調査、監査等を適正に実施できたか。

(11) 国際機関の活動への積極的な参画や多国間・二国間協力の推進により、日本の知見や経験を他国と共有することで、国際的な原子力安全の向上等に寄与する。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
①国際的な原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上や保障措置の着実な実施に貢献するとともに、我が国の取組についての積極的な情報発信、職員の出遣等を行うなど、国際機関や条約の枠組みにおける議論や活動へ参画する。	(ア) 改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な議論への対応、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行う。(Ⅰ)	・参加が必要な会合を抽出して計画を策定し、準備も含めスケジュール感を持って業務を推進したか。 ・参画するに当たり、国内規制への影響を踏まえ、庁内で適切に対処方針を策定したか。 ・策定した対処方針に基づき、会合における審議に積極的に参画し、核セキュリティの高度化の必要

		性を鑑みつつ、必要に応じて意見を出すなど、議論に貢献したか。
	(イ) 国際機関における議論への参画や国際的な活動への職員派遣を通じ、国際社会における原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上に寄与し、保障措置の着実な実施に貢献する。(I)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際機関における国際的な原子力安全、核セキュリティ、放射線防護及び保障措置に関連する議論へ継続的に参加し、具体的な成果の創出に貢献できたか。 ・ 原子力安全基準委員会等に係る活動に参加し、専門的な知見を活用して原子力安全向上に関する議論に積極的に参加したか。 ・ OECD/NEA 等が開催する会合に積極的に参加し、国際的な協力に貢献できたか、また必要に応じ、安全研究への反映に貢献できたか。 ・ IAEA 核セキュリティ部への職員の派遣、IAEA 等が実施するトレーニングへの講師等の派遣等により、核セキュリティに関する国際的な活動に貢献できたか。 <p>◎我が国の保障措置に係る取組について、国際会議等で積極的に発信したか(国際会議、国際トレーニング等の件数)。</p> <p>◎保障措置に関して、国際機関への職員の派遣を通じて国際的な原子力の平和利用の確保に貢献できたか(職員派遣人数)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際機関における放射性同位元素等の安全やセキュリティに係る活動に対し、職員派遣や会合参加ができたか。
	(ウ) 国際機関への適切かつ的確な拠出を通じてその活動を支え、国際社会における原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上に寄与し、保障措置の着実な実施に貢献する。(I)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際機関に対し適切かつ的確に拠出を行ったか。
	(エ) 原子力安全条約第 10 回検討会合への参加を通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力安全条約第 10 回検討会合に参加し、日本の

	<p>じ、国際社会における原子力安全向上に貢献する。(I)</p>	<p>国別報告に関する説明及び他国報告のレビューを適切に行ったか。</p>
	<p>(オ) 国際的な動向等の情報の有効活用及び国際業務を円滑かつ確実に実施するための業務基盤を充実させる。(I)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際的な動向等の情報を集約・整理及び共有するプラットフォームの充実化などの取組を進められたか。 ・国際業務を円滑かつ確実に実施するための予算の確保、体制の維持・改善ができたか。
<p>②国際的な関係の構築・維持や円滑な情報共有のため、多国間・二国間における協力に取り組む。</p>	<p>(ア) 多国間・二国間における協力枠組みによる技術情報交換、及び経験の共有を通して、国際的な関係の構築・維持に努める。(I)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加が必要な会合を抽出して計画を策定し、準備も含めスケジュール感を持って業務を推進したか。 ・参画するに当たり、情報交換及び経験共有を有益なものとするため、庁内で適切に論点を整理したか。 ・国内規制の在り方の検討に資するように、整理した論点に基づき、有益な情報交換及び経験共有を行うことができたか。
	<p>(イ) 多国間、二国間の協力の枠組みを活用し、原子力安全、核セキュリティ及び放射線防護に関する海外の知見の収集や情報共有を行う。(I)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協力枠組みの特徴に応じた知見の収集及び情報共有ができたか。 ・放射性同位元素等の安全やセキュリティに係る多国間、二国間の協力枠組みにおいて、海外の知見の収集及び情報共有ができたか。

II. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化

(1) 原子炉等規制法及び放射性同位元素等規制法に基づく規制を厳正かつ適切に実施することで、安全上重大な事象を発生させない。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
<p>①原子炉等規制法及び放射性同位元素等規制法に基づき、現場の実態を踏まえつつ、法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施する。</p>	<p>(ア) 申請に対し、実用発電用原子炉施設や核燃料施設等ごとの立地特性や施設の特徴・安全上の重要度を踏まえつつ論点等を明確にし、法令に基づき厳正かつ着実に審査を実施する。(I)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉施設や核燃料施設等の審査について、新規制基準適合性に係る審査に加えて、多数の申請案件の審査が見込まれる中で、「電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方」(令和4年9月原子力規制委員会了承、令和6年11月13日一部改正)等に基づき、審査プロセスの改善に継続的に取り組みつつ、厳正かつ着実に審査を実施したか。 ・特に、核燃料施設等の審査においては、グレーデッドアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績等規制の運用から得られた知見も踏まえた上で、取り扱う核燃料物質等の量・性状、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデッドアプローチを考慮したか。
	<p>(イ) 原子力施設に関する許可等において現在実施している意見公募の手續に関して、行政手續法に基づくもの以外の意見公募の手續きに対して、改めて文書を定める。(II)【S8】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設に関する許可等において現在実施している意見公募の手續に関して、改めて文書を定めたか。【S8】
	<p>(ウ) 廃止措置や廃棄物の処理が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。(I)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置の状況を、安全上の重要度を踏まえ審査、検査等によって適正に確認ができたか。
	<p>(エ) 東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化処理の再開に向けた準備状況等について必要な監視等を行う。(I)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東海再処理施設について、適時適切に監視チーム会合等を開催することで、ガラス固化処理の再開に向けた準備状況等について、必要な監視等ができたか。
	<p>(オ) 日本原燃再処理施設における使用前事業者検査に係る原子力規制検査については、確認対象が</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の審査及び日本原燃の使用前事業者検査の進捗を踏まえ適切に確認を進めることができたか。

	膨大になることから、審査部門と連携しつつこれまでの方針を踏まえて適切に確認を進める。(Ⅱ)	・その状況について適宜原子力規制委員会に報告されたか。
	(カ) 法定の検査・確認を厳正かつ適切に実施する。(Ⅰ)	・法定の検査・確認について、原子力規制検査の確認結果を踏まえ、遺漏なく実施できたか。
	(キ) 中部電力の不正事案について、事実関係の把握など、原子力規制検査を進める。規制検査で把握した内容により、検査の結果(重要度評価、深刻度評価)が取りまとめられる状況に至った場合には、必要に応じて、規制措置等を講ずる。(Ⅲ)	・中部電力の不正事案に対し、事実関係を把握できたか。その際、確認された内容について、適宜、その状況を原子力規制委員会において適時に報告されたか。 ・把握した内容に基づき、規制検査の結果(重要度評価、深刻度評価)を取りまとめ、必要に応じて、規制措置等を講ずることができたか。
	(ク) 原子力規制検査を着実に実施するとともに、引き続き、原子力規制検査に係る実運用での経験を積み重ねる。(Ⅰ)	・原子力規制検査について、所定のガイドを活用し、原子力規制委員会が了承した検査計画を踏まえ実施できたか。 ・原子力規制検査において特定した検査気付き事項について、重要度評価や深刻度評価を適切に実施できたか。 ・検査を実施することで経験を積み重ねることができたか。 ・上記の評価を踏まえ、必要に応じて追加検査や規制措置等を検討し、それらを適切に実施したか。
	(ケ) 放射性同位元素等規制法に基づき、管理表等を用いて申請・届出の審査状況を適切に管理し、審査を厳正かつ適切に実施する。(Ⅰ)	・業務を遅滞なくかつ漏れなく実施できたか。
	(コ) 放射性同位元素等取扱事業所等に対する立入検査を厳正かつ適切に行う。(Ⅰ)	○年間計画に予定していた件数の立入検査を実施できたか。 ○予告なしの立入検査を実施できたか。
②施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策の評価等の対応を厳正かつ適切に行う。	(ア) 事故トラブルについて、原子力安全上の影響の程度等に応じ原因究明、再発防止対策等の確認の対応を厳正かつ適切に対応する。(Ⅰ)	・事故トラブルについて、事業者等の原因究明、再発防止策等を適切に確認できたか。 ・事故トラブル事象から得た教訓について、必要に

		応じ、被規制者向け情報連絡文書等により関係する被規制者に周知したか。
③いわゆる湧き出しへの対応など、管理下でない放射性物質の安全確保に適切に取り組む。	(ア) 管理下でない放射性物質の発見者又は所持者からの放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資に該当の有無、取扱い、湧き出し等についての問合せに対し、関係部署間で連携して、対応する。(Ⅰ)	・管理下でない放射性物質の発見者又は所持者からの放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質、国際規制物資に該当の有無、取扱い、湧き出し等についての問合せに対し、関係部署間で連携して、確実に対応できたか。
	(イ) 管理下でない核燃料物質のうち、喪失リスクの高い核燃料物質について、適正な管理下に置けるよう調整を進める。(Ⅱ)	・管理下でない核燃料物質のうち、喪失リスクの高い放射性物質について、関係機関との調整を進め、適正な管理下に置くことができたか。

(2) 審査・検査の実績や安全研究の成果、収集した国内外の最新知見等を精査し、規制に反映することで、規制の継続的な改善を進める。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
①技術情報検討会の開催等により国内外の事故・トラブル情報や最新の科学的・技術的知見を収集し、安全上の重要度に応じた適切なバックフィットの適用等を含め、規制の改善等を円滑かつ適時的確に行う。	(ア) 国内外の事故・トラブル情報や最新の科学的・技術的知見を収集・調査・分析し、技術情報検討会を通じて、規制対応の要否について検討する。(Ⅰ)	・国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報や研究開発、諸外国の規制基準、国際基準、学会等の最新の科学的・技術的知見を収集・調査・分析し、スクリーニングするとともに、その結果を技術情報検討会に報告できたか。
	(イ) IRRS における指摘事項を踏まえ、基準等の定期的レビューの実施方針の検討に向けて、基準類の全体像及び改訂状況に係る整理を行う。(Ⅱ) 【S17】	・IRRS における指摘事項を踏まえ、基準等の定期的レビューの実施方針の検討に向けて、基準類の全体像及び改訂状況に係る整理を行うことができたか。【S17】
	(ウ) バックフィット制度について、令和4年度に策定した「バックフィットに係る基本的考え方」に基づき、安全上の重要度に応じたバックフィットを適用する。(Ⅰ)	・バックフィット制度について、「バックフィットに係る基本的考え方」に基づき、技術情報検討会での議論等の結果を受けて、必要な検討を行えたか。
	(エ) 放射性同位元素等規制法の更なる充実・改善に係る見直しを適切に行う。(Ⅱ)	・放射性同位元素等規制法の見直しに必要な情報を把握・収集し、その結果を踏まえた検討を通じて、更なる充実・改善に向けた適切な見直しが行えたか。

②規制の運用から得られた経験・課題や国内外における規制制度等の調査・分析を踏まえ、規制基準等の明確化や既存の検査制度の改善など、規制の改善を図る。	(ア) 民間規格の技術評価の計画に基づき、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行う。(Ⅰ)	・技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正に向けた検討を進めることができたか。
	(イ) 新規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。(Ⅰ)	・新規制基準適合性審査や原子力規制検査制度により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図ったか。
	(ウ) 事業者が供用期間中から最終処分を想定した廃棄物管理をすることについて、規制への取り入れの検討を開始する。(Ⅱ)【R19】	・事業者が供用期間中から最終処分を想定した廃棄物管理をすることについて、規制への取り入れの検討を行ったか。【R19】
	(エ) 原子力施設の運転状態から生じる可能性のある放射線リスクを公衆に知らせることを規制上の要求とすべく、具体的な要求方法等について検討を開始する。(Ⅱ)【R5】	・原子力施設の運転状態から生じる可能性のある放射線リスクを公衆に知らせることを規制上の要求とすべく、具体的な要求方法等について検討を開始したか。【R5】
	(オ) 審査を着実に進めていくため、審査プロセス改善のための取組を継続的に行う。(Ⅱ)	・実用発電用原子炉施設の審査プロセスの改善について、事業者とコミュニケーションをとりながら継続的に取り組むことができたか。
	(カ) 規制活動を通じて得られた様々な情報をもとに行う総合的な安全評価の在り方について検討する。(Ⅲ)【S12】	・規制活動を通じて得られた様々な情報をもとに行う総合的な安全評価の在り方について検討したか。【S12】
	(キ) 自然ハザード関係の審査ガイドについて、新規制基準適合性に係る審査実績等を踏まえた改善に係る対応方針を検討する。(Ⅲ)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然ハザード関係の新規制基準適合性に係る審査実績等を踏まえた審査ガイドの記載の改善候補箇所を抽出することができたか。 ・令和7年度に収集した自然ハザード関係の最新の知見等を踏まえて整理した改善の方向性を基に、具体的な対応方針を検討することができたか。 ・中部電力株式会社浜岡原子力発電所の基準地震動策定に係る不正行為に対する事実関係等の把握の状況を踏まえ、自然ハザード関係の審査ガイドに反映可能な事項を整理できたか。

<p>(ク) 火山活動の状態変化の検知に係る対象火山のモニタリングについて、平常時の状態から有意な変化を把握した場合の対応等に係る体制整備に向けた検討を進める。(Ⅲ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時の状態から有意な変化を把握した場合の対応等について、関係事業者等から情報収集を行い、課題を整理できたか。 ・平常時の状態から有意な変化を把握するために必要な指標について、令和7年度に外部有識者などから収集した情報等を踏まえ、改善の方向性を整理できたか。
<p>(ケ) 試験研究用等原子炉設置者が実施した PSR の結果について、原子力規制委員会への報告を規制へ取り入れるための検討を開始する。(Ⅱ) 【R14】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規制への取り入れの検討を行ったか。【R14】
<p>(コ) IRRS での指摘を踏まえ、輸送に関する規制要件に係る海外規制との整合について検討を行う。(Ⅱ) 【R21】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・輸送に関する最新の IAEA 安全基準 (SSR-6) における収納限度値 (A2 値) や大型廃棄物に対する規制要件等の国内規制への取り込みについて検討することができたか。【R21】
<p>(サ) 原子力規制検査について、制度施行後の実施状況を総括するとともに、課題と改善策の方向性を整理し、順次改善を進める。(Ⅱ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実施状況の総括を計画的に行うためのレビュー計画 (複数年度) を立案できたか。 ・レビュー計画の初年度のトピックに係るレビューを適切に行ったか。 ・上記のレビューを踏まえ、改善可能なものから着手したか。
<p>(シ) IRRS の指摘を踏まえ、原子力規制検査における検査計画作成プロセスの明確化や執行方針の確立等の改善措置を計画的に進める。(Ⅱ) 【R15】 【R17】 【S14】 【S15】 【S16】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検査計画作成プロセスの構築に向けて現状の課題を整理できたか。【R15】 ・規制検査における深刻度評価の結果に基づく執行方針の確立に向けて考え方を整理できたか。【R17】 ・その他の指摘を踏まえ、検査報告書の改善、検査指摘事項に対する事業者の対応状況のフォローアップ等について、検査制度・運用の改善に向けて整理検討ができたか。【S14】 【S15】 【S16】
<p>(ス) 検査手数料について、人件費や物件費を適正化し、必要な政省令の改正を実施する。(Ⅲ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・検査手数料改正に向けて、被規制者や関係省庁と必要な調整を行うことができたか。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査手数料改正のための政省令の改正作業ができたか。
	<p>(セ) 国内外の動向を把握し、放射性同位元素等規制法の継続的な改善を図る。(I)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◎国内外の関係者の動向及び意見を適切に確認したか。 ・ 業務の実施を通じて得られた経験及び課題を整理し、規制の改善に向けた検討及び対応を行うことができたか。
	<p>(ソ) IRRS における指摘及び SARIS で掲げたアクションプランについて、規制制度や運用の改善に向けた検討・対応を行う。(III)</p> <p>【R5】【R16】【R17】【R19】【R20】【R21】【R22】【R24】【S11】【AP7】【AP8】【AP9】</p> <p>特に以下の IRRS の勧告について、主体的に検討・対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予告なしの立入検査の実施【R16】【AP7】 ・ 放射線源の財政的要件の設定【R20】 ・ 公衆被ばくに関する線量拘束値の設定【R22】 ・ 安全とセキュリティのインターフェイスに関する設定【R24】【AP9】 ・ 放射線防護と安全の最適化【AP8】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IRRS における指摘及び SARIS で掲げたアクションプランを踏まえて、規制制度や運用の改善に向けた検討・対応を実施したか。 ・ 予告なしの立入検査を実施したか。【R16】【AP7】 ・ 放射線源の財政的要件の設定について検討したか。【R20】 ・ 公衆被ばくに関する線量拘束値の設定について検討したか。【R22】 ・ 安全とセキュリティのインターフェイスに関する設定について検討したか。【R24】【AP9】 ・ 放射線防護と安全の最適化について、IAEA 安全基準文書等を参考に、予防規程ガイド等への明文化を検討したか【AP8】
	<p>(タ) 原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について、原子力規制検査制度等との役割分担や核燃料施設等に対するグレーデットアプローチ、運用解釈の記載統一など、必要な改善を図る。(II)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和7年度に了承した改善の方向性を踏まえ、論点ごとに原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について検討し、必要な規則等の改正を実施できたか。 ・ その他、改善の方向性を踏まえた原子炉等規制法に基づく法令報告の改善について必要が生じた場合に、検討を行ったか。
<p>③審査・検査におけるリスク情報の活用手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。</p>	<p>(ア) 審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進め</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク情報活用に関する議論の場において、原子力事業者等と意見交換を実施できたか。 ・ 検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報

	る。(Ⅲ)	<p>を活用したか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、事業者の PRA モデルの適切性確認を行ったか。 ・検査等に活用するに当たって、PRA 評価の経験、議論等により、産業界、規制側の課題を抽出し、方針等を検討することができたか。
④原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を随時開催し、調査審議事項の助言を得る。	(ア) 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を随時開催する。(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を開催し、調査審議事項の助言を得られたか。

(3) リスク情報の活用等により、安全上の重要度に応じた効果的かつ効率的な規制活動が実施できるよう、制度・運用の改善を進める。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
①リスク情報や規制の運用から得られた知見を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、より一層安全上の重要度に応じた規制制度及び規制活動となるよう継続的な改善を進める。	(ア) IRRS の指摘を踏まえ、リスク情報や審査実績を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、より一層安全上の重要度に応じた規制制度を検討する。(Ⅲ) 【S6】 【S7】 【R18】	<ul style="list-style-type: none"> ・策定した IRRS アクションプラン及び IRRS ミッションレポートの結果を踏まえ、実効的な規制制度の見直しの概要案を示すとともに、これに基づき遅滞なく具体的な法令の検討を進めることができたか。【S6】 【S7】 【R18】
	(イ) 実運用での経験を踏まえ、検査に係る制度の改善を継続的に行う。(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・検査官からの意見聴取や事業者との意見交換等、運用の継続的改善に向けた取組を行い、ガイド類の見直しなどの改善策を講じたか。
	(ウ) 施設の特徴・安全上の重要度や核燃料施設等の審査実績等から得られた知見等を活用し、核燃料施設等のリスクの程度に応じた審査プロセスの改善の検討を行う。(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の特徴・安全上の重要度や核燃料施設等の審査実績等から得られた知見等を活用し、核燃料施設等のリスクの程度に応じた審査プロセスの改善の検討を行ったか。
	(エ) IRRS の指摘を踏まえ、核燃料施設及び輸送容器の審査に関するガイド等の作成について検討を行う。(Ⅱ) 【S9】 【S10】 【S11】 【S13】	<ul style="list-style-type: none"> ・核燃料施設の許認可の申請書類の形式について、様式や記載内容を整理した手続ガイドの作成のための検討を行うことができたか。 ・グレーデッドアプローチの更なる適用のため、核燃料施設に関するこれまでの審査の考え方を整理、統合したガイドの作成について検討すること

		<p>ができたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送容器の試験設備に関する規制要件ガイドの作成について検討することができたか。 <p>【S9】【S10】【S11】【S13】</p>
<p>②安全性向上評価制度の原子力の規制制度全体における位置づけの検討を含め、安全上の重要性を適切に考慮した規制に向けた継続的改善や、検査等を踏まえた事業者の自主的改善能力に応じた対応を検討する。</p>	<p>(ア) 事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進する。(I)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・CNO との意見交換や ATENA との面談等を通じ、事業者の自主的取組状況について確認を行うなどにより、自主的取組を促進することができたか。
	<p>(イ) 原子力安全に絶対安全はなく、常に完全とはならず欠けている点があるという認識の下、CNO と規制当局等の意見交換等を通じて、「欠け」について相互に議論を行う。(II)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・CNO との意見交換において、「欠け」についての議論を行ったか。
	<p>(ウ) 安全性向上評価制度の原子力の規制制度全体における位置づけを検討する。(III)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・策定した IRRS アクションプラン及び IRRS ミッションレポートの結果を踏まえ、実効的な規制制度の見直しの概要案を示すとともに、これに基づき遅滞なく具体的な法令の検討を進めることができたか。【再掲】
	<p>(エ) 使用施設等を対象とした意見交換会を必要に応じて行うとともに、事例集を作成することで、規制要求に対する理解の促進に継続的に取り組む。(I)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・使用者等からの質問に対して、適切に対応するとともに、必要に応じて意見交換会や事例集を公開・更新等を実施し、理解の促進に取り組むことができたか。
<p>③廃止措置等施設の状況に応じたグレーデッドアプローチを適用した審査・検査を検討する。</p>	<p>(ア) 施設の廃止措置の進捗状況に応じたグレーデッドアプローチの適用を整理し、廃止措置中の施設に対する審査基準や許認可制度の見直しを検討する。(III) 【R18】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置中の施設に対する審査基準等の課題を解決するために、審査基準や許認可制度を改善することができたか。【R18】
	<p>(イ) 上記の審査基準の改定に合わせて、試験研究用等原子炉の廃止措置計画において廃止措置資金計画の取扱いを明確化する。(III) 【R12】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置の着実な進行のため、資金計画等の観点の確認の在り方について検討を進めたか。【R12】
<p>④リスク情報活用に関する職員の理解促進に向けた研修などに取り組む。</p>	<p>(ア) リスク情報活用に関する職員の理解促進に向けた取組を進める。(II)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受講生のレベル・ニーズに対応した教材の充実化を図るとともに、受講効果を高める研修実施方法の改善に取り組むことができたか。

	(イ) 検査官の理解増進のため、リスク情報活用に関する教育訓練、研修等を着実に実施する。(I)	・リスク情報に関する検査官の理解が進んだか。リスク情報活用に関する教育訓練、研修を実施できたか。
--	---	--

(4) 建替原子炉や地層処分等の新たな規制ニーズに対応できるよう、事業者の取組状況や国内外の最新知見を踏まえ、必要な規制の検討、整備を進める。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
①建替原子炉等の新たな規制ニーズに対応するため、事業者の取組状況や国内外の新たな動向を的確に捉え、規制基準等の検討・整備を進める。	(ア) 建替原子炉について、規制上の論点等を整理し、規制上の取扱いについての考え方を示す。(II) 【AP6】	・建替原子炉について、規制上の論点等を整理し、規制上の取扱いについての考え方を示すことができたか。
②地層処分に係る規制に関して、閣議決定(特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針)等を踏まえ、安全研究の推進など必要な対応を進める。	(ア) 令和6年12月25日に了承した安全研究計画に基づき、令和7年度から開始した地層処分の安全確保に向けた研究を継続し、知見を蓄積する。(II) 【AP6】	・安全研究計画に基づいて令和8年度に計画されている研究を実施し、岩盤の掘削影響領域の透水性、ベントナイトの長期性能等に係るデータを蓄積する等、計画通りの成果を得たか。
③60年超の運転を前提とした長期施設管理計画の申請に備え、国内外の最新知見を収集し、必要に応じ規制基準等の見直しを検討する。	(ア) 運転開始から60年超の発電用原子炉施設の審査に資する、審査実績や国内外の知見を収集する。(II)	・運転開始から60年超の発電用原子炉施設の審査に資する、審査実績や国内外の知見を収集し、整理できたか。
④AI、AMT等の新たな技術の開発動向について、国内外の調査を行い、規制への取り入れについてその要否も含め必要な検討を進める。	(ア) 今後の規制活動に資するよう、国内外の新たな技術の開発動向について、情報収集を行う。(II)	・AI等の新たな技術に係る産業界での取組状況等について情報・知見を収集するとともに、国内産業界で具体化の進んでいない新技術を含め、国際的な動向等の情報収集に努めたか。 ・調査の結果について、原子力規制委員会や技術情報検討会等に報告され、情報の取扱いについて検討を行ったか。
⑤核融合や医療分野の放射性同位元素に係る研究開発など、放射線障害の防止に係る規制に関連し得る動きについて、関係省庁の利用等に向けた検討状況等を踏まえ、必要に応じて今後の規制におけ	(ア) 核融合(フュージョン)に係る規制の在り方について検討を進める。(III) 【AP6】	・令和7年度に引き続き核融合(フュージョン)に係る規制上の論点の整理を進め、具体的な規制の在り方についての検討に着手できたか。

<p>る対応を検討する。</p>	<p>(イ) 関係省庁の検討状況等を踏まえ、必要に応じて、放射性同位元素の規制の在り方について検討する。(Ⅲ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力委員会の「医療用等ラジオアイソトープ製造・利用推進アクションプラン」(令和4年5月決定)に基づき検討を進めている課題等について、関係省庁の動向を正確に把握し、適切な検討を実施したか。
------------------	---	--

(5) 外部の技術支援機関(TSO)や大学等による支援の強化やこれらの機関を始めとした外部組織との連携を含めた研究環境の整備・研究体制の強化により、技術基盤の維持・向上を図りつつ安全研究等を推進し、規制課題を解決するために必要な知見の創出や提供を行う。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
<p>①「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」(規制上の課題)を踏まえた安全研究を着実に行う。また、国際共同研究を積極的に活用する。</p>	<p>(ア)「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和8年度以降の安全研究に向けて)」を踏まえた安全研究を着実に行うとともに、それらの成果を取りまとめる。(Ⅰ)</p> <p>(イ)国際共同研究へ参加し、原子力施設等の安全性に関するデータや知見を効率的に取得するとともに、国際動向に係る情報収集を行う。(Ⅰ)</p> <p>(ウ)研究テーマの適切性、成果の信頼性などを向上するために、安全研究プロセスの継続的な改善を図り、安全研究の品質向上に努める。(Ⅱ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要な知見を蓄積するため、安全研究の実施に必要なプロセスを着実に実行し、取りまとめたか。 NRA技術報告、NRA技術ノート、学術論文等を通じて、研究成果を積極的に公表したか。 OECD/NEA等の拠出金事業を通じて、国際共同研究に参加し、国外機関との積極的な議論及び意見交換を行ったか。 安全研究プロセスの継続的な改善を図り、論文の採択率の向上を目指すなど、安全研究の質を高める取組を行ったか。
<p>②新たな技術の開発動向等を注視しつつ、将来の安全研究につながる調査・研究を実施する。</p>	<p>(ア)適時適切な規制活動への反映を目指し、国内外の情報収集活動により得た、新たな技術の開発動向(次世代炉、AI、最新の安全技術等)や原子力規制に対する中長期的な安全研究の課題を検討する。(Ⅲ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 必要な課題を特定して積極的な情報収集を行い、中長期的な安全研究の課題を検討したか。 最新の技術動向を踏まえ、将来の安全研究につながる調査・研究を若手研究職中心に自発的に実施したか。
<p>③安全研究や審査支援を通じて得られた規制の改善に資する知見等を取りまとめた上で関係部署に提案する。</p>	<p>(ア)安全研究等を通じて得られた最新の科学的・技術的知見等を活用し、技術支援を行い、更に規制との関連を整理・分析した知見等を必要に応じて、関係部署に提案する。(Ⅰ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全研究成果を活用して、審査、検査等の規制業務の支援やその他情報提供等を行ったか。 安全研究等を通じて得られた最新の科学的・技術的知見等について、規制との関連を整理・分析し、必要に応じて技術文書として公表又は原子力規制庁内の関係部署への共有や提案を行ったか。

④外部 TSO である JAEA・QST や大学等の外部支援が期待できる機関における技術基盤の強化を図るとともに、人材交流を含め相互の意思疎通や一層の連携強化を図る。	(ア) 将来的な規制課題に対応できるよう、補助金事業や共同研究を通じて、大学や JAEA 等における人材面及び設備面等での技術基盤の強化を図る。 (Ⅱ) 【R4】	<ul style="list-style-type: none"> 補助金事業を実施するとともに、補助事業者である大学や JAEA 等と定期的なコミュニケーションを図ることで、原子力安全の研究能力の強化、具体的には、人材育成及び設備整備をはじめとする基盤構築に寄与したか。 大学や JAEA 等と規制課題を踏まえたテーマで共同研究を実施したか。
	(イ) JAEA と人材交流を行うとともに安全研究計画策定や成果の共有及び規制への活用に関して定期的な意見交換を進める。(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> JAEA との人材交流や意見交換により、内部 TSO である技術基盤グループと外部 TSO である JAEA との連携強化と意思疎通を図ったか。 IAEA がサポートする技術支援機関の自己評価ツール (TOSCA) を活用し、内部 TSO である技術基盤グループと外部 TSO である JAEA において、それぞれ自己評価を開始したか。
	(ウ) QST からの基礎研究の位置づけの明確化等の要望を踏まえ、平時及び緊急時における QST の役割、機能の在り方等について検討を進め、一定の結論を得る。(Ⅱ) 【R4】	<ul style="list-style-type: none"> 外部 TSO としての QST の今後の役割及び機能の在り方について基本的な考え方を整理したか。
⑤研究に係る事業者との意見交換を実施し、原子力安全に関する共通の研究課題に協働で取り組む。	(ア) 事業者との安全研究及び研究開発に関する技術的な意見交換を継続的に実施し、共通の研究課題・活動について検討する。(Ⅲ)	<ul style="list-style-type: none"> リスク情報活用の一環としての人間信頼性解析や地震 PRA、長期運転に伴い顕在化する可能性のある経年劣化事象について、事業者等と情報共有及び意見交換を実施することにより、これらの分野における共通の技術課題を整理できたか。

Ⅲ. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

(1) 国内外の技術と知見を踏まえ、核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に係る規制制度とその運用を改善し、関係機関との連携を強化することで、セキュリティの観点から国内で重大な事象を発生させない。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
①核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に係る審査や検査を、現場の実態を踏まえつつ厳正かつ適切に実施する。	(ア) 核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施する。(I)	<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護に係る原子力規制検査（原子力規制事務所による日常検査を含む）について、検査ガイド等に基づき実施したか。 核物質防護規定の審査について、面談等により審査における論点を事業者と明確に共有するなどし、事業者が予見性をもって対応できるように進めたか。 核物質防護に係る要求水準の特定の内在の検討に係る調査結果を踏まえ、核物質防護規定の審査及び原子力規制検査を通じて事業者の改善状況の確認を実施したか。 <p>○原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数を0件に抑えたか。</p>
	(イ) 原子力規制事務所と本庁核セキュリティ部門の連携を緊密に行う。(I)	<ul style="list-style-type: none"> 本庁核セキュリティ部門の管理職等が原子力規制事務所の業務状況を直接確認し、原子力規制事務所における核物質防護に係る規制業務推進上の課題を把握したか。 原子力規制事務所による監視を通じて把握した核物質防護上の気付き事項等の情報をチーム検査で活かすなど、原子力規制事務所との連携を深化できたか。
	(ウ) 放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置に係る立入検査を厳正かつ適切に行う。(I)	<p>○年間計画に予定していた件数の立入検査を実施できたか。</p> <p>○予告なしの立入検査を実施できたか。</p>
②国際原子力機関（IAEA）の国際基準、IPPAS ミッション	(ア) 核物質防護に係る現行の規則や審査基準等に	<ul style="list-style-type: none"> 核物質防護に係る現行の規則や審査基準等に関し

<p>ヨンの勧告・助言、国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に係る規制をより実効的なものに改善する。</p>	<p>に関して、国内外の動向や規制の運用から得られた知見等を踏まえ、改善すべき点がないか検討を行う。(Ⅱ)</p>	<p>て、国内外の動向や規制の運用から得られた知見を踏まえ、事業者とも意見交換を行った上で、優先度を付けて課題を抽出し、必要な改善策の検討を行うことができたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優先度の高い課題につき規則や審査基準等の見直しを行うことができたか。
	<p>(イ) 原子力施設の情報システムセキュリティ対策の強化に資するため、現行の審査基準を適用して行われる審査・検査を通じて得られた知見を収集し、今後の課題について検討する。(Ⅱ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策に適用される審査基準について、改善箇所の整理結果を精査し、審査基準改正に向けた検討を行うことができたか。 ・上記施設以外の原子力施設の情報システムセキュリティ対策に適用される審査基準を改正する場合の論点を整理し、審査基準改正に向けた検討を行うことができたか。
	<p>(ウ) IPPAS における勧告・助言について、原子力規制委員会が報告を受けた対応の方向性を踏まえ、検討を進める。(Ⅱ)(再掲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各勧告・助言の優先度及び重要度を踏まえた上で、対応計画を作成したか。 ・作成した対応計画に基づき、海外調査、制度的課題の精査、規制への取り入れ等の対応を実施したか。(再掲)
	<p>(エ) 特定放射性同位元素の防護に係る規制の更なる充実・改善に係る見直しを適切に行う。(Ⅱ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際基準、IPPAS の助言及び検査等から得られた知見等を踏まえ、特定放射性同位元素の防護に係る規制について、更なる充実・改善に向けた適切な見直しが行えたか。 ・業務の実施を通じて得られた経験及び課題を整理し、規制の改善に向けた検討及び対応を行うことができたか。
	<p>(オ) IRRS、IPPAS における指摘・助言及び SARIS で掲げたアクションプランについて、規制制度や運用の改善に向けた検討・対応を行う。(Ⅲ) 【R5】【R16】【R17】【R19】【R20】【R21】【R22】【R24】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・IRRS、IPPAS における指摘・助言及び SARIS で掲げたアクションプランを踏まえて、規制制度や運用の改善に向けた検討・対応を実施したか。 ・予告なしの立入検査を実施したか。【R16】【AP7】

	<p>【S11】【AP7】【AP9】 特に以下の IRRS の勧告について、主体的に検討・対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予告なしの立入検査の実施【R16】【AP7】 ・安全とセキュリティのインターフェイスに関する設定【R24】【AP9】 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全とセキュリティのインターフェイスに関する設定について検討したか。【R24】【AP9】 ・IPPAS における助言について、原子力規制委員会に報告された対応の方向性を踏まえて、検討・対応を実施したか。
③核物質防護及び特定放射性同位元素の防護に係る本庁及び原子力規制事務所の人員の充実・強化、業務支援システムの整備に継続的に取り組む。	(ア) 原子力規制事務所への核物質防護対策官の配置を踏まえ、原子力規制事務所による日常的な現場の監視を定着させるほか、業務支援システムの継続的な改善に取り組む。(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制事務所の核物質防護対策官の人員配置・統合運用を検討し、体制強化を実現したか。 ・核物質防護対策官の意見を取り入れながら、検査登録システムの改善に取り組んだか。
	(イ) 特定放射性同位元素の防護に係る人員の体制強化に取り組む。(Ⅰ)	◎IPPAS の助言を踏まえ、人員の体制強化について検討し、適切に取り組んだか。
④近年のテロ情勢等の変化に対応した妨害破壊行為等の脅威を関係省庁と連携して検討し、その結果を核物質防護に係る規制に反映させる。	(ア) 近年のテロ情勢等の変化に対応した妨害破壊行為等の脅威のうち優先度の高いものについて、関係省庁との検討を進める。(Ⅱ)	・近年のテロ情勢等の変化に対応した妨害破壊行為等の脅威について、年度内に検討を進め、核物質防護に係る規制の見直しを行うことができたか。
⑤核物質防護に関わる省庁との連携を強化しながら、様々な脅威・シナリオを想定した訓練を実施し、事案対処能力の向上を図る。	(ア) 核物質防護訓練の在り方に関する検討等により、核セキュリティ事案発生時の緊急時対応の改善を図る。(Ⅱ)	・核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応の在り方について、核セキュリティ部門と緊急事案対策室等がこれまでの検討結果について課題の再整理、関係機関との連携に係る課題検討を行い、訓練の実効性が向上できたか。
	(イ) 核物質防護訓練を計画的に実施する。(Ⅰ)	・核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応について、年度内に治安機関等と連携して核物質防護訓練を実施したか。
	(ウ) 実施した核物質防護訓練について、治安機関等を含めた訓練関係者で評価を行う。(Ⅰ)	・実施した核物質防護訓練について、訓練関係者で評価を行うとともに、改善点等を抽出できたか。
	(エ) 核物質防護訓練について、治安機関等との連携を強化し事案対処能力の向上を図る。(Ⅱ)	・抽出された改善点について、次年度の訓練計画等に反映できたか。

(2) 保障措置活動の大幅な増大に対応するため、国内の保障措置体制を強化し、国内の核物質が核兵器等へ転用されていないことを国内外へ示すことで原子力の平和利用に貢献する。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
<p>①保障措置拡大結論を毎年継続的に維持し、国内の核物質が核兵器へ転用されていないことを確保するため、日々の保障措置検査等の検認活動や、IAEAとの協議等に確実に対応する。</p>	<p>(ア) IAEA、関係機関等と適切に連携し、日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書並びに二国間原子力協定を担保する原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行し、IAEA との協議等に確実に対応する。(I)</p>	<p>・ IAEA への情報提供や原子炉等規制法等の国内法令に基づき IAEA と同時に行う保障措置検査及び立入検査を適切に実施し、IAEA との協議(年次会合等)に確実に対応したか。</p>
	<p>(イ) 原子炉等規制法等の国内法令に基づき、国際規制物資の使用に関する審査や検査等の規制等について、確実に実施する。(I)</p>	<p>・ 原子炉等規制法等の国内法令に基づく、国際規制物資の使用・計量管理に係る許認可、国が単独で行う保障措置検査等の実施を含む国際規制物資の使用に関する規制等について、確実に実施したか。</p>
	<p>(ウ) 六ヶ所再処理施設及び大型 MOX 燃料加工施設のしゅん工計画等の動向をフォローしながら、IAEA との技術的協議等に適切に対応する。(III)</p>	<p>・ 六ヶ所再処理施設及び大型 MOX 燃料加工施設のしゅん工計画等の動向を踏まえ、OSL バックアッププランや大型 MOX 燃料加工施設の査察機器に関する整備等の技術的協議及び機器の搬入・据付を進展させたか。</p>
<p>②日本原燃六ヶ所再処理施設及び大型 MOX 燃料加工施設のしゅん工が予定され保障措置活動や IAEA との技術的協議の大幅な増加が見込まれていることも踏まえ、こうした保障措置活動に確実に対応するために体制を拡充する。</p>	<p>(ア) 国内の保障措置制度のあり方検討会を開催し、専門家の意見を踏まえ、検討結果を取りまとめる。これを踏まえ、今後の保障措置活動の増大に対応するため、保障措置体制の強化及び国内保障措置制度の充実に向けた具体策を検討し、可能なものから実施する。(III)【AP10】</p>	<p>・ 保障措置活動に確実に対応するために、必要な予算や人員の確保を含む国内保障措置体制の強化に向けた具体策を検討し、可能なものから実施できたか。</p>
<p>③国内における保障措置の着実な実施のため、指定機関が行う検査、分析及び情報処理等の業務運営に係る適切な指導・監督を行い連携を強化するとともに、指定機関制度のあり方を含め、我が国の保障措置活動の体制の強化について検討する。</p>	<p>(ア) 原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等実施機関及び指定情報処理機関の指導・監督を適切に行い、指定機関との連携を強化する。(I)</p>	<p>・ 指定保障措置検査等実施機関及び指定情報処理機関の指導・監督を適切に行い、計量管理報告などの情報処理及び保障措置の実施に当たり指定機関との意思疎通や情報共有を進展させたか。</p>
	<p>(イ) 国内の保障措置制度のあり方検討会を開催し、専門家の意見を踏まえ、検討結果を取りまとめる。これを踏まえ、今後の保障措置活動の増大に対応</p>	<p>・ 高度専門人材が集積する NMCC の唯一無二の特性が最大限発揮できるような最適な組織のあり方等、保障措置制度の充実に向けた具体策を検討し、可</p>

	<p>するため、保障措置体制の強化及び国内保障措置制度の充実に向けた具体策を検討し、可能なものから実施する。(Ⅲ)【AP10】【再掲】</p>	<p>能なものから実施できたか。</p>
--	---	----------------------

(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置(3S)のインターフェイスにおける取組を適切に実施するとともに、継続的に改善することで、3S間の相互影響等に適切に対応する。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
①原子力安全、核セキュリティ及び保障措置に係る原子力規制庁内の情報の共有や調整に係るルールを着実に運用するとともに継続的に改善する。	(ア) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェイス調整に係るルール及び運用の継続的な改善を図る。(Ⅰ)【AP10】	・相互に影響する可能性のある原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の業務について、情報の共有を緊密に行うためのツールを活用し、ルール及び運用の改善を図れたか。
	(イ) 原子力規制事務所の検査官及び核物質防護対策官による日常検査等や査察官による保障措置検査等を通じ、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置間の相互影響を検出し、本庁の原子力安全、核セキュリティ及び保障措置に係る部署並びに原子力規制事務所との連携をより緊密なものとする。(Ⅰ)【AP10】	・本庁の原子力安全、核セキュリティ及び保障措置に係る部署並びに原子力規制事務所間で緊密な連携が図れたか。その中で共有された課題等について、関係者間で検討を行えたか。
	(ウ) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の相互連携に必要な知識や観点を、実務担当者へ浸透させる。(Ⅰ)	・原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の担当者に対し、それぞれの業務内容や相互影響に係る教育を実施したか。
②セキュリティバイデザインやNMACの観点から、核セキュリティと原子力安全及び保障措置との更なる連携のあり方について検討を進める。	(ア) 核セキュリティと原子力安全の更なる連携のあり方の検討に資するために、設計段階からの核セキュリティの考慮(セキュリティバイデザイン)に関する事業者との意見交換を継続するとともに、それを踏まえた制度的な検討を進める。(Ⅱ)	・設計段階からの核セキュリティの考慮(セキュリティバイデザイン)について、事業者との意見交換及び制度的な検討を行えたか。
	(イ) 核セキュリティと保障措置の更なる連携のあり方の検討の一環として、核セキュリティのための核物質の計量及び管理(NMAC)について、導入可能性の検討を進める。(Ⅱ)	・NMACによって得られる実益とその導入の実現可能性について判断材料を得ることができたか。

IV. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

(1) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に係る規制を厳正かつ適切に実施することにより、安全及びセキュリティの観点から重大な事象を発生させない。また、規制手法の継続的な改善に取り組むとともに、同発電所のリスクの所在を把握した上で、東京電力が安全を確保しつつ着実に廃炉を進めるよう指導する。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
①東京電力福島第一原子力発電所の実施計画に係る審査及び検査を厳正かつ適切に実施する。	(ア) 東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。(I)	・実施計画の変更認可申請に対する審査について公開されている1F技術会合の場を活用するなど、滞りなく、厳正かつ適切に審査を実施したか。
	(イ) 令和7年度に行った検査制度の改正を踏まえ、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査を実施する。また、トラブルが発生した場合は適切かつ迅速に対応する。(II)	・改正した検査実施要領に基づき、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施できたか。 ・トラブルが発生した場合は、適切かつ迅速に現場確認を行うとともに原因究明、再発防止対策の確認などの対応ができたか。
	(ウ) ALPS 処理水の海洋放出に関する IAEA レビューミッションに対して、検査や独自の分析等の規制活動について引き続き適切に説明する。(I)	・引き続きレビュー対応において、国際社会に対して、透明性を担保できるように遅滞なく対応することができたか。
②審査・検査の運用実績を踏まえ、施設状況の変化やリスクに応じたグレーデッドアプローチの考え方をより一層反映して審査・検査の制度を改善していく。	(ア) 令和7年度に作成した審査実務要領を参考として審査を行うとともに、審査に係る実績や知見の蓄積状況等に応じて見直しを図る。(II)	・令和7年度に作成した審査実務要領を参考として審査を行うとともに、審査に係る実績や知見の蓄積状況等に応じて見直しを図ることができたか。
	(イ) 令和8年度から実施する新たな枠組みの実施計画検査において、効果的に東京電力の取組を監視できるよう制度を運用する。(I)	・令和8年度から実施する新たな枠組みの実施計画検査において、効果的に東京電力の取組を監視できるよう制度を運用し、これまで施設定期検査で確認していた原子炉施設の性能を、保安検査における事業者の施設管理の実施状況においてリスクに応じて確認することができたか。
③特定原子力施設監視・評価検討会等により、廃炉作業の進捗及びリスク低減状況を監視するとともに、中期的リスクの低減目標マップに記載の目標達成状況を定期的にフォローし、リスクの高止まりが懸念される場合など必要に応じて東京電力に対し指導を行う。	(ア) 中期的リスクの低減目標マップに示した2033年度に実現すべき姿に対する東京電力の取組の進捗状況を監視し、必要な指導を行う。2024年3月に改定した中期的リスクの低減目標マップから2年が経過し、「短期的な目標」等に関して、達成時期の遅延や東京電力との間で認識の差異が見られ	・中期的リスクの低減目標マップに示した2033年度に実現すべき姿に対する東京電力の取組や、特に時期を定めて達成すべきとしている目標に対する取組の進捗状況を監視（委員による現地確認を含む）し、必要な指導を行ったか。 ・「短期的な目標」等に関する、達成時期の遅延や東

	<p>るようになってきたことなどを踏まえ、次期リスクマップの改訂の方向性や反映すべき事項などを検討する。(Ⅱ)</p>	<p>京電力との間における認識の差異などを踏まえ、次期リスクマップの改訂の方向性や反映すべき事項などを検討することができたか。</p>
	<p>(イ) 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業で生じた固形状の放射性物質に関して、中長期的な観点で東京電力の取組を監視するとともに、必要な助言・指導等を行う。(Ⅱ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水処理二次廃棄物の固化方法検討に向けた取組、瓦礫等の濃度評価方法検討に向けた取組、建屋解体に係る汚染調査、固化や濃度管理への移行のために必要な分析が着実に進捗するように技術面や規制制度の観点から監視・指導することができたか。

(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査分析を進め、得られた知見を国内外に発信するとともに、必要に応じて規制に反映する。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
<p>①国内外の外部専門家を活用した東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析を継続し、必要に応じて得られた知見を規制に反映する。</p>	<p>(ア) 令和7年度に決定した今後の取組方針に基づき、必要な現地調査、検討会、専門家や外部機関との協力等により事故分析を進め、主要課題である放射性物質の放出経路、水素爆発のメカニズム、機器設計に係る事項、原子炉格納容器内部調査の結果を踏まえた事項の内容について報告書に取りまとめるとともに、これまでの中間取りまとめの内容についての総括を行う。また、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図る。(Ⅱ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・決定した方針に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進めることができたか。 ・事故調査・分析の検討内容を報告書に取りまとめることができたか。 ・令和3年から令和7年の4回にわたる中間取りまとめにおける所見などの記載内容について、最新の知見に照らしその妥当性などを検討することができたか。 ・東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、円滑な進捗に資することができたか。 ・専門家や外部機関との協力について、委託等研究を通して成果を出すことができたか。また、予算を適切に運用することができたか。
	<p>(イ) 東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見について、規制対応の要否について検討する。(Ⅰ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見について、規制上の取扱いに係る検討を進めることができたか。
<p>②国際会議への参加等を通じて、事故調査・分析で得</p>	<p>(ア) 事故調査・分析の検討内容について、日本原子</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外への発信として、国内学協会等又は海外規

られた知見を国内のみならず海外へ発信する。	力学会やFACE ² 会合等へ参加し、積極的に国内外に発信する。(I)	制機関等の会合に参加できたか。
-----------------------	--	-----------------

(3) 福島県を中心とするモニタリングを確実に実施し、国内外に分かりやすく情報発信する。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
①福島県を中心とする陸域及び海域において、これまでの放射線モニタリング結果を踏まえた最適なモニタリング体制を構築するとともに、モニタリングデータの科学的評価も含め、総合モニタリング計画に基づく放射線モニタリングを着実に実施する。	(ア)「総合モニタリング計画」に基づき、福島県の環境一般のモニタリングや、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域等のモニタリングを実施する。(I)	・モニタリング調整会議の下、総合モニタリング計画に定められた項目の陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施するとともに、その結果について、委託先の有識者による科学的な評価を受けたか。
	(イ) 原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金や福島再生加速化交付金を通じて福島県や県内自治体による放射線モニタリングを支援する。また、これらの交付金について、福島県等と調整を行い、事業が効果的かつ効率的に実施されるようにする。(I)	・関係省庁や地方公共団体との調整の下、福島県や県内自治体による放射線モニタリングを支援するための交付金を、事業が効果的・効率的に実施されるよう交付内容の精査を行い、的確に交付できたか。
②IAEA 及び関係省庁と連携し、福島県を中心とするモニタリングに関する状況を国内外に的確に発信する。	(ア)「総合モニタリング計画」に基づき実施したモニタリングの結果をわかりやすく遅滞なく公表する。(I)	・モニタリングポストについては、取得したデータを放射線モニタリング情報共有・公表システム(RAMIS)において常時公開できたか。 ・環境試料に含まれる放射性物質などの分析結果をRAMDASにおいて公表できたか。
	(イ) 令和8年3月11日で東京電力福島第一原子力発電所事故から15年という節目をむかえたことから、15年間のモニタリングの取組を総括する。(Ⅲ)	・福島県内で原子力規制委員会が15年間実施してきたモニタリングを総括し、その成果についてわかりやすく情報発信を行うとともに今後のモニタリングの方向性を明らかにできたか。
	(ウ) 海域のモニタリングについて、IAEAの枠組み	・IAEAによる分析機関間比較(ILC)を年に1回以上

² Fukushima Daiichi Nuclear Power Station Accident Information Collection and Evaluation (OECD/NEAによる共同プロジェクト)

	<p>の下で実施される分析機関間比較（ILC）や追加的モニタリングに、関係省庁と連携して対応する。（Ⅰ）</p>	<p>関係省庁と連携して対応できたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> IAEA の枠組みの下で行われる追加的モニタリングについて、IAEA と調整して対応できたか。
	<p>（エ） IAEA レビューミッションで指摘されたモニタリングデータの一元化や IAEA の海域モニタリングシステムへの自動データ伝送を行えるようシステムの改修を完了する。（Ⅱ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> IAEA 海域モニタリングシステムに対するデータ自動伝送について、IAEA との間で確立した伝送方式（API）に基づき、実際のデータ伝送を開始したか。 モニタリング結果公表の手順の見直しを行い、業務の効率化及び公表の迅速化を図ったか。

V. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

- (1) 国際放射線防護委員会（ICRP）等からの最新の知見の取り入れについて、放射線審議会における審議を着実に進め、必要に応じてその内容が関係法令等に反映されるようにする。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
①放射線障害防止に関する技術基準の斉一化を図るため、放射線審議会を着実に運営するとともに、放射線審議会において、自然起源放射性物質（NORM）に対する放射線防護の考え方、内部・外部被ばくに関する実効線量係数等の見直しを行うなど、ICRP2007年勧告・IAEAの文書等の国内外の新たな知見等を踏まえた報告書、技術指針等の策定・更新を進める。	(ア) 放射線審議会の事務局として、放射線審議会の議論・指摘を踏まえ、ICRP2007年勧告・IAEAの文書の反映等に係る審議の調整を行う。また、関係省庁との連携を適切に行うため、関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を適宜共有する。 (I) 【R13】 【R22】	・放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有を行うため、審議に資する資料の作成など、放射線審議会の定期的な開催のための準備を行ったか。
	(イ) 外部・内部被ばくに関する実効線量係数等の見直し、職場環境におけるラドンからの防護の在り方に関して、着実に議論を進展させる。(II) 【S1】	・実効線量係数等については、審議会での論点整理をすすめたか。ラドンについては、論点整理の土台となる事実関係を整理し、審議会の場に供したか。

- (2) 原子力規制委員会の危機管理体制について即応性を維持するとともに、緊急時対応能力の継続的維持・向上を図り、原子力施設等において事故・トラブルが発生した場合には、迅速かつ適切に対応する。また、原子力事業者の危機管理体制の強化を促すとともに、原子力災害医療体制の充実・強化を図る。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
①原子力施設等における事故・トラブルや立地地域での大規模自然災害、原子力艦に係るモニタリングにおける異常値の検出等が発生した場合には、迅速かつ的確な初動対応を確実に実施する。	(ア) 原子力施設等における事故トラブルや立地地域での大規模自然災害、原子力艦における原子力災害の対応等が発生した場合に、原子力施設等の状況把握、関係機関への情報提供等の初動対応を迅速かつ的確に行う。(I)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設等における事故・トラブルに対して、迅速かつ的確な初動対応ができたか。 ・原子力施設等における大規模自然災害、原子力災害時において、事業者から必要事項を的確に把握し、関係機関への迅速な情報共有を行うことができたか。 ・原子力施設等に係る各種災害への対応を想定した初動に係る訓練が、適切かつ確実に実施できたか。 ・実動や訓練で得られた教訓、改善点を適切にマニュアルに反映できたか。 ・初動対応時に必要なインフラの整備、管理を適切に行ったか。 ・実動を踏まえ、宿日直要員の教育・訓練の体制の見

		直しの要否を検討し必要に応じ対応したか。
	(イ)核物質防護事案の初動対応時における対外的な情報発信等に係る改善を図る。(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> 改善策の検討に当たり、関係機関や事業者と調整の上改善を図ったか。 対外的な情報発信その他改善に係る必要な内容を適宜マニュアルに反映したか
	(ウ) 緊急時等の情報発信について、発信対象者を適切に把握し、迅速に正確な情報発信を行う。(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> 地震、ミサイル発射などといった緊急時において、迅速に正確な情報発信対応ができたか。
	(エ) 米国原子力艦寄港時に異常値が検出された場合には原因調査等の初動対応を実施する。(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> 異常な値が検出された際に2時間以内を目途に原因調査等の初動対応に着手できたか。 必要に応じて体制の維持に向け、マニュアル等の改正を実施できたか。
②地震等との複合災害、シビアアクシデント、複数施設同時発災、輸送時の事故など多様な原子力災害を想定した各種教育・訓練を通じ、緊急時対応要員の能力の維持・向上を図る。	(ア) 各種教育・訓練を通じて緊急時対応要員の能力の維持向上を図る。(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえて、各機能班に共通する訓練・研修を示し、それぞれの訓練研修参加計画を管理したか。 オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に資するオンオフ連携訓練や、委員、幹部が参加する意思決定に係る机上訓練等を実施したか。 緊急時対応要員の能力の維持・向上の観点から、ERC プラント班等が関与する事業者防災訓練のシナリオの高度化の要否を洗い出すとともに、当該シナリオに基づく事業者防災訓練に接続して ERC プラント班等の訓練を実施したか。
③訓練や実働経験を踏まえた対応手順、要領等の継続的改善を図り、その結果を関連するマニュアル等に反映させる。	(ア) 緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、訓練及び実働での対応等を踏まえ、原子力災害対策マニュアル等原子力防災に関連するマニュアルや緊急時対応センター等に設置される資機材等の見直し・整備を行う。(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> 訓練の実績や実働での対応を踏まえ、改善策を検討したか。 上記検討を踏まえて、原子力災害対策マニュアル（原子力事業所編及び輸送編）等原子力防災に関連するマニュアルや緊急時対応センター等に設置する資機材等の見直し・整備を行ったか。
④放射性同位元素等に係る事故に対応する関係省庁との連携や関連する人材等の確保等に係る取組	(ア) 放射性同位元素等に係る事故について関係省庁への情報提供等を行い、事故時の対応に係る人	◎業務を遅滞なくかつ漏れなく実施したか。

行う。	材等の確保等に係る研修等を実施する。(I)	
⑤緊急時対応で活用する情報システムの維持管理を行い、緊急時対応等の活動の際に、迅速かつ的確に情報収集・共有できる環境を提供する。	(ア) 現行(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムについて、適切に維持・管理する。(I)	<ul style="list-style-type: none"> ・統合原子力防災ネットワークシステムの保守事業者及びオフサイトセンター等の維持管理事業者並びに緊急時ネットワーク監視センターから報告されるシステムの不具合について、保守事業者と連携し関係機関との調整の上、遅滞なく対処できたか。
	(イ) 緊急時対策支援システムについて、現行システムを適切に維持・管理するとともに、軽水炉1基の設備更新等に係る改修を実施する。(I)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時対策支援システムの稼働状況や原子力施設からのデータの受信状況を常時監視する体制を維持し、不具合発生時は保守事業者や原子力事業者と連携し、遅滞なく対処できたか。 ・令和8年度末までに原子力事業者側の設備更新に合わせた緊急時対策支援システムの改修ができたか。
	(ウ) 原子力緊急事態連携強化プラットフォーム(RINEL)を次期原子力防災システム(次期NISS)として令和8年度に構築する。(III)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までにRINELを構築できたか。
⑥原子力災害時に発生する多様な医療ニーズに対応するため、甲状腺被ばく線量モニタリングの測定要員、原子力災害医療派遣チーム、線量評価等を行う専門人材等の確保を行う。	(ア) 原子力災害時に発生する多様な医療ニーズに対応できるよう、原子力災害医療実施体制の強化にむけて、災害医療を担う諸機関との連携強化の取組を進める。また、整備した体制を維持するために必要な人材確保を行う。(II)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制の整備に関する新たな取組として、体制強化に向けた関係府省庁との議論、オンサイトとオフサイトの医療連携の強化に向けた検討、DMAT事務局に職員を派遣してのDMATとの連携強化等を進めたか。
	(イ) 整備した原子力災害医療体制の多様な医療ニーズへの活用のあり方について検討する。(II)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害及び放射性物質を使用したテロ等に起因する多様な原子力災害医療ニーズの発生可能性及びその対応について、訓練等を通じて検討を深めたか。
⑦原子力事業者の防災体制の構築や緊急事態対応能力向上を目的とした訓練の実施のために原子力事業者へ適切な助言・指導等を行う。	(ア) 原子力事業者防災訓練の助言・指導に用いている訓練評価指標及び「原子力事業者防災訓練の評価の進め方」について、前年度の実績を踏まえ改定する。(I)	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練評価指標を必要に応じて改定したか。 ・「原子力事業者防災訓練の評価の進め方」を必要に応じて改定したか。 ・改定を要する場合、その内容を訓練報告会及び原

		子力規制委員会で報告したか。
	(イ) 原子力事業者の緊急時対応要員の緊急時対応能力の向上の観点から、多様なシナリオによる訓練の実施等、事業者防災訓練のシナリオの更なる高度化を図る。(I)	<ul style="list-style-type: none"> ERC プラント班等が関与する事業者防災訓練のシナリオについて、以下の要素を考慮しているか。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地震・津波との複合災害 (2) 複数施設同時発災と報告輻輳 (3) 炉心損傷、ベント等のシビアアクシデント 訓練が原子力事業者防災計画に定めるとおり実施されたことを確認し、評価を実施したか。
	(ウ) IRRS の指摘を踏まえ、原子力事業者に対し、事前に指定されていない緊急時作業員に対する「ジャストインタイム研修」を要求するための方策等について検討を行う。(III) 【S18】	<ul style="list-style-type: none"> 指摘を踏まえた方策等を検討するため、IAEA 安全基準の要求事項を精査し、見直しが必要となる関係規程等の現状を把握したか。

(3) 原子力災害対策指針の継続的な見直しに取り組む。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
①防災訓練における反省点、最新の知見等を踏まえ、緊急時モニタリングや防護措置全般について事故時に十分機能させるための課題を洗い出し、指針に定められた防護措置の運用等の具体化を図るなど、原子力災害対策指針や関連文書を継続的に改善する。	(ア) 屋内退避検討チームの検討結果を踏まえて改正した原子力災害対策指針及び新規に策定した関連文書に基づく屋内退避の運用等に関する社会の理解がより深まるよう、関係省庁との連携や、関連文書の充実化等の普及啓発の取組を進める。(II)	<ul style="list-style-type: none"> 屋内退避の実効性の向上に向けて、関係府省庁との連携を図るための具体的な取組を実施したか。 屋内退避等に対する住民や民間事業者等の理解促進につながる説明や関連文書の充実化を行うなど、自治体等の要望・意見を踏まえた活動を行ったか。
	(イ) IRRS において明らかになった課題を踏まえ、被ばく状況の移行に関する考え方、緊急事態応急対策に従事する者以外の者の被ばく管理の考え方等について検討を進める。(II) 【S18】 【S19】 【R23】	<ul style="list-style-type: none"> IAEA 安全基準における考え方や海外での事例等の情報収集を行うなど、現状の把握を進めたか。
	(ウ) 原子力災害対策指針、原子力災害対策マニュアル等の防護戦略の課題の洗い出しを行い、その課題の解決方針の具体化や取りまとめを進める。(II)	<ul style="list-style-type: none"> 課題の精緻化を行うとともに、特に屋内退避の解決方針の具体化を進めたか。
	(エ) 緊急時の準備と対応に関する IAEA 等による国	<ul style="list-style-type: none"> 国際会議における知見の発信だけでなく、そこで

	<p>際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。</p> <p>(I)</p>	<p>得た海外の最新動向等を踏まえ、我が国の原子力災害に関する制度の改善に資する取組を実施したか。</p>
	<p>(オ) 原子力災害対策指針補足参考資料等について、緊急時モニタリングをより適切に実施させるための課題を検討し改善を行う。(II)</p>	<p>・必要に応じて原子力災害対策指針補足参考資料や関係するマニュアル等の改訂に向けた検討を行ったか。</p>
<p>②緊急時において適切なタイミングで防護措置が実施されるように、緊急時活動レベルについて施設の特性を踏まえて見直しを検討する。また、施設のリスクを適切に踏まえた冷却告示の運用となるよう、その見直しを検討する。</p>	<p>(ア) 実用発電用原子炉及び日本原燃再処理施設に係る緊急時活動レベル(EAL)について、課題整理に基づき改定の方向性及びスケジュールを検討し、個別課題ごとに具体的な細部検討に着手する。</p> <p>(III)</p>	<p>・実用発電用原子炉に係るEALについて、これまでに設定した課題ごとの優先度に従い、具体的な検討を進めているか。</p> <p>・日本原燃再処理施設のEALについて、日本原燃が示す予定である事故時の事象進展を踏まえ、検討のステップを進めたか。</p>
	<p>(イ) 冷却告示について、指定要件の明確化を行うとともに、対象となり得る施設のリスクを確認し、告示に指定する。(II)</p>	<p>・冷却告示について、同告示の指定要件の明確化を行ったか</p> <p>・冷却告示について、リスクを確認し、指定を行ったか。</p>
<p>③原子力災害時における住民の被ばく線量の推定について、東京電力福島第一原子力発電所事故での経験を踏まえ、推定の方法や必要な情報等の整理、実用的な推定手段の検討を進める。</p>	<p>(ア) 包括的な個人の被ばく線量推計の手法等の検討課題について、関係府省と行った意見交換の結果等を踏まえつつ、今後の進め方を検討する。(I)</p>	<p>・今後の検討の進め方について、検討を行ったか。</p>

(4) より強靱で機動的なモニタリング体制を構築し、原子力施設周辺を始めとする全国の放射線に関する状況を国民に分かりやすく情報提供する。

施策目標	令和8年度原子力規制委員会年度業務計画	評価の視点
<p>①関係道府県と連携し、平時及び緊急時における原子力施設周辺の放射線モニタリング体制の整備を行うとともに、分かりやすい測定結果の情報発信を実現する。</p>	<p>(ア) 原子力発電施設等の周辺における放射線モニタリングについて、放射線監視等交付金を通じて、立地及び隣接道府県の放射線モニタリング体制を整備するとともに、関係道府県が実施する放射線モニタリングの実施状況の確認を行う。(I)</p>	<p>・原子力発電施設等の立地及び隣接道府県の放射線モニタリング体制整備が効率的・合理的に行われるよう交付内容の精査を行い、的確に交付金を交付できたか。</p>
	<p>(イ) 原子力規制事務所において、迅速な緊急時モニ</p>	<p>・関係機関と緊急時モニタリング実施に関して調整</p>

	タリングの実施に向け関係機関と調整等を行うとともに、配備しているモニタリング資機材（モニタリングカーを含む。）の点検、更新等を実施する。（Ⅰ）	等を行い、必要に応じて文書等の改訂を行ったか。 ・ 配備している資機材を EMC 運営要領に基づき維持できたか。
	(ウ) 上席放射線防災専門官が、道府県が実施する平常時モニタリングの状況の確認を行う。（Ⅰ）	・ 各地の上席放射線防災専門官が、道府県の平常時モニタリングに関する会議等において、状況の確認ができたか。
	(エ) 原子力災害対策特別措置法に基づく原子力事業者の放射線測定設備の検査を実施する。（Ⅰ）	○原子力事業者の申請に基づき、放射線測定設備の検査を実施し、原則として検査終了後 30 日以内に検査終了済証を交付できたか。
	(オ) 放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMIS）を確実に運用し、わかりやすい測定結果の情報発信を行う。（Ⅰ）	○RAMIS を稼働率 99.9%以上で稼働できたか。 ・ 情報発信ツールに関する周知活動を行い、RAMIS の認知度を上げられたか。 ・ 他省庁や国際機関との情報連携ができたか。
	(カ) 放射線モニタリングプラットフォーム（RAMP）を確実に運用し、わかりやすい測定結果の情報発信を行う。（Ⅰ）	○RAMP を稼働率 99.9%以上で稼働できたか。 ・ 運用保守事業者との定例会議等において日々の課題を把握し、対応を遅滞なく行うことで、適切にシステムの維持・管理ができたか。
②先進的モニタリングシステム構想を推進することで、新規技術・知見を積極的に活用し、強靱で機動的な放射線モニタリング体制を構築する。	(ア) 先進的モニタリングシステム構想の推進に向け、航空機モニタリングの運用技術の高度化や、新たなモニタリング技術の開発等を進める。（Ⅱ）	○試験運用を含め、4 地域で航空機モニタリングを実施したか。 ・ プルーム観測手法等の新たなモニタリング技術開発及び AI を活用した状況把握支援システムの開発について、先進的モニタリングシステム構想のスケジュールに基づき進められたか。 ・ 省電力かつ持ち運び可能なモニタリングポストとして小型サーベイメータを緊急時モニタリングに必要な資機材として導入し訓練等で活用できたか。
	(イ) 先進的モニタリングシステム構想の推進に向け、最新技術をモニタリング分野に実装するに当	・ 航空機モニタリングの具体的な運用や、気象データの活用について等、先進的モニタリングシステ

	たり必要になる外部連携を進める。(Ⅲ)	ム構想の推進に向け関係機関と共に検討を行ったか。
	(ウ) 放射線モニタリングに関する国際連携の強化を図る。(Ⅲ)	○我が国の状況を国際的な場で1回以上発信できたか。
③環境放射線モニタリングプラットフォーム(仮称RAMP)に関係道府県が維持管理している環境放射線モニタリングシステム等の集約・効率化を進め、放射線に関する状況の情報提供の環境を維持する。	(ア) 令和8年度末までに令和8年度移行自治体の環境放射線モニタリングシステム等の集約を行うためRAMPの改修構築を行う。(Ⅱ)	・令和8年度移行自治体の環境放射線モニタリングシステム等をRAMPに集約するための改修を実施できたか。
	(イ) 環境放射線モニタリングプラットフォーム(RAMP)について、令和9年度移行候補自治体の環境放射線モニタリングシステム等の集約・効率化の検討を進める。(Ⅲ)	・令和9年度移行候補自治体の要件をシステムに効率的に反映させるための検討を行えたか。 ・令和9年度移行候補自治体の更改物量を把握しRAMP改修準備と移行計画策定を完了できたか。
	(ウ) 環境放射線モニタリングプラットフォーム(RAMP)への関係道府県のシステムの集約・効率化を進める。(Ⅱ)	○関係道府県のシステム(3県分)を環境放射線モニタリングプラットフォーム(RAMP)に取り込むことができたか。
④放射線測定・分析に関する規程等の整備や緊急時モニタリングに係る訓練・研修による人材育成を通じて、平時及び緊急時におけるモニタリング体制を強化する。	(ア) 放射能測定法シリーズの改訂作業を進める。(Ⅱ)	○令和10年度の春頃の放射能測定法シリーズの改訂(3種)に向け、検討を進められたか。
	(イ) 環境放射線モニタリング技術検討チーム会合の役割の見直し作業を進める。(Ⅲ)	・環境放射線モニタリング技術検討チーム会合の役割について、原子力規制委員会が実施しているモニタリングに関する重要事項の審議を行う等の方向性を打ち出したか。
	(ウ) 都道府県職員等を対象とした環境放射能分析に関する技術習得に係る研修や、緊急時モニタリングの実効性向上のための各種研修・訓練等を実施する。(Ⅰ)	○都道府県職員等を対象とした環境放射能分析に関する技術習得に係る研修を、地方公共団体の要望を踏まえのべ10回以上実施できたか。 ○緊急時モニタリングの実効性向上のための研修を25回実施できたか。また、EMC訓練を13回実施できたか。 ○規制庁職員等を対象としたモニタリングデータ判読に関する図上演習を2回実施できたか。
	(エ) 上席放射線防災専門官の育成を強化し、技術的な知見を業務に取り入れて行けるよう自治体との	・上席放射線防災専門官との連携強化に資する、技術的な情報交換等の場を設けられたか。

	連携強化を進める。(Ⅱ)	
⑤国外で発生する原子力事象への対応を念頭に、47都道府県で環境中の放射線及び放射性物質の水準に係るモニタリングを実施し、平時及び事象発生時に的確な情報発信を行う。	(ア) 全国の環境中の放射能の水準を把握するため、環境放射能水準調査を着実に実施し、公表する。(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境放射能・放射線データベース (ENVRADDB) にて、環境放射能水準調査の結果を公開できたか。 ・環境放射能水準調査のモニタリングポストについて、取得したデータを RAMIS において常時公開できたか。
	(イ) 新たな取組を含め放射能調査研究を推進する。(Ⅱ)	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁による放射線モニタリングに必要な経費の精査を行い、的確に予算を配分できたか。 ・国家的・社会的課題に適時適切に対応できる放射能調査研究を実施できたか。
	(ウ) 国外における原子力事象発生時にモニタリングを行うとともに、関係省庁と連携し、情報発信を行う。(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・国外における原子力施設等の事故発生時等の即応体制を維持するとともに、実際に事象が発生した際に、迅速かつ的確に対応できたか。 ・必要に応じて体制の維持に向け、マニュアル等の改正を実施できたか。(再掲)
⑥原子力艦寄港地において、モニタリング体制整備を進めるとともに、平時(原子力艦寄港時を含む。)及び緊急時においてモニタリングを実施し、測定結果に関する情報発信を行う。	(ア) 米国原子力艦寄港地において、放射線モニタリングに必要な測定体制を維持し、放射線モニタリングを確実に実施し、遅滞なく公表する。(Ⅰ)	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力艦寄港地におけるモニタリングポストについては、取得したデータを RAMIS にて常時公開できたか。 ・原子力艦寄港時の放射能調査結果を毎日 HP にて公表できたか。 ・必要に応じて体制の維持に向け、マニュアル等の改正を実施できたか。(再掲)

原子力規制委員会の令和8年度政策体系

政策目標（組織目標）：原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること。

施策：令和8年度原子力規制委員会年度業務計画に示すとおり※

※なお、政策評価実施単位については、I.～V.の項目ごととする。